

平成23年第4回

# 伊根町議会定例会会議録

平成23年12月22日（第2号）

伊 根 町 議 会

# 平成23年第4回（定例会）

## 伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成23年12月22日 木曜日						
招集場所	ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成23年12月22日 13時30分			議長	宮下 愿吾	
	閉会	平成23年12月22日 17時31分			議長	宮下 愿吾	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席10名  欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	松山 義宗	○	
	2	上辻 亨	○	7	三野 三千彦	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	泉 敏夫	○	
	4	宮下 愿吾	○	9	大谷 功	○	
5	佐戸 仁志	○	10	奥野 良一	○		
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席10名  欠席 2名
	町長	吉本 秀樹	○	総務課主幹	鍵 良平	×	
	副町長	小西 俊朗	○	住民生活課主幹	上山 富夫	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課主幹	白須 剛	○	
	総務課長	今岡 敬雄	○	教育次長	梅崎 良	○	
	住民生活課長	芦原 誠	○	会計管理者	前野 義明	○	
地域整備課長	泉 良悟	○	代表監査委員	石倉 靖司	×		
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務局長	今岡 敬雄	○	主査	横川 純	○	
				主事	上岡 真次	○	
会議録 署名議員	2番	上辻 亨		7番	三野 三千彦		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

# 平成23年 第4回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第2号)

平成23年12月22日(木)

午後 1時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 伊根地区漁業集落排水事業関連工事について 佐戸 仁志
- 第6期伊根町高齢者健康福祉計画見直しについて 和田 義清
- 放課後児童クラブ(学童保育)の設置について
- 住宅改修助成制度について 大谷 功
- 京都府立与謝の海病院の充実について
- 就学援助制度の充実について
- 伊根町桜が丘運動公園周辺施設の利活用について 上辻 亨
- 国道178号線の要望活動について 泉 敏夫
- 鳥獣対策について 松山 義宗
- 災害時の道路確保について
- 職員評価制度について
- 入札制度について
- 子育て支援について
- 定住促進について 濱野 茂樹
- 地域活性化対策について
- コンプライアンス(法令遵守)について

日程第 3 議案第73号 平成23年度伊根地区漁業集落環境整備工事請負契約の締結について

日程第 4 請願第 2号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願

日程第 5 請願第 3号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願

日程第 6 請願第 4号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める国への意見書提出に関する請願書

- 日程第 7 意見書案第 9号 原子力発電からの脱却を求める意見書の提出について
- 日程第 8 意見書案第 10号 再生可能エネルギーの導入・利用促進を求める意見書の提出について
- 日程第 9 発議第 5号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第 10 閉会中の継続審査（調査）申出書

# 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 伊根地区漁業集落排水事業関連工事について 佐戸 仁志
- 第6期伊根町高齢者健康福祉計画見直しについて 和田 義清
- 放課後児童クラブ（学童保育）の設置について
- 住宅改修助成制度について 大谷 功
- 京都府立与謝の海病院の充実について
- 就学援助制度の充実について
- 伊根町桜が丘運動公園周辺施設の利活用について 上辻 亨
- 国道178号線の要望活動について 泉 敏夫
- 鳥獣対策について 松山 義宗
- 災害時の道路確保について
- 職員評価制度について
- 入札制度について
- 子育て支援について
- 定住促進について 濱野 茂樹
- 地域活性化対策について
- コンプライアンス（法令遵守）について

日程第 3 議案第73号 平成23年度伊根地区漁業集落環境整備工事請負契約の締結について

日程第 4 請願第 2号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願

日程第 5 請願第 3号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願

日程第 6 請願第 4号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める国への意見書提出に関する請願書

日程第 7 意見書案第 9号 原子力発電からの脱却を求める意見書の提出について

- 日程第 8 意見書案第 10 号 再生可能エネルギーの導入・利用促進を  
求める意見書の提出について
- 日程第 9 発議第 5 号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議につ  
いて
- 日程第 10 閉会中の継続審査（調査）申出書

## 会 議 の 経 過

平成23年12月22日(木)  
午後 1時30分 開議

### ◎ 開会・開議の宣言

○議長(宮下愿吾君) 皆さん、ご苦労さんでございます。

これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成23年第4回伊根町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮下愿吾君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、伊根町会議規則第116条の規定によって、議長において

2番、上 辻 亨 君

7番、三 野 三千彦 君を指名します。

### ◎ 日程第2 一般質問

○議長(宮下愿吾君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、伊根地区漁業集落排水事業関連工事についてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。5番、佐戸仁志君。

○5番(佐戸仁志君) 通告書に従い一般質問をさせていただきます。

現在、伊根地区内で工事が進んでいる伊根地区漁業集落排水事業に伴う道路の掘削工事、全面完成するのに平成26年ごろの予定だと聞いております。全線完成後、府道を含めた全線、全面舗装が行われるのであらうと思っております。

伊根地区生活道路の半分以上が国道178号からの降格により町道となっております。町道に変更される際、最後のサービスといいますか、伊根小学校前から日出地区まで道路の全面舗装が行われました。その当時、舗装の改修はこれからは町負担となり、費用も次回から大変なことになるとか、今回が最後なので横断側溝の改修の必要なところがあれば調査をし、施行してはいけないなど、町各地区でいろいろ話し合いが行われたことを思い出されます。

前回、施工がうまかったのか、格下げとなり大型車両が余り多く通らなくなったためか、施工後3年たっても陥没、ひび割れ等もなく、1つ、高梨地区で補修がありましたが、舗装の継ぎ接ぎもほとんどなく、車、自転車など通行する際、大変快適に利用させていただいております。

今回も前回同様、当面の最終工事として、伊根地区区長協議会が11月22日に提出された要望書内の道路面にかかわることを実現していただきたい。その要望書の内容といたしまして、道路面を重伝建築にふさわしい景観にさせていただきたいとか電柱の地中化、各地区の横断側溝の施工、府道伊根港線の拡幅、府道伊根港線の側溝の設置などなど多くありますが、町長の考えをお聞きする前に私の思いを述べたいと思います。

今回、排水設備事業が行われるということで、生活排水の流れる側溝の改修は私は必要ないと思っております。

立石亀山間の官民境界にある雨水側溝を設けていただきたい。道路の幅員もとれ、車の離合もスムーズになり、交通安全上必要であると私は思っております。これは聞いた話であります。降った雨が道路より山側で消えてしまうところがあると聞いております。ということは、道路内に空洞があり、海水の侵食があるということだと思っております。雨水で土、砂などが海へと流され、道路内、舟屋下で空洞ができているということでもあります。亀島地区では護岸の整備も終わりつつあるので、これ以上にはならないと思いますが、雨水の流れを確実に運ぶためにも側溝が必要だと思

われます。昔から官民境界を決めるのが難しく、進まなかった問題ですが、これが最初で最後のチャンスとし、府、町、各区で協議し、実現したく思っております。

先日19日に、重伝建の講演会が行われ、貴重なお話を聞かせていただきました。その中で他の伝建地区の写真等を見せていただき、私の思ったことは、まず通りに全く電柱がない、通りが石畳、カラー舗装になっているということでした。

先ほども言いましたが、伊根地区において、町道下は海水の浸食があり、電気の配管、配線を地中に埋設するという事は耐久性、安全性を考えると不可能であると思います。山際を利用するか茶色に着色した電柱を使う方法も、景観上はよいのではと思っております。石畳は、車、バイク、自転車等が通行するので現実ではない、カラー舗装も伊根の町並みにマッチするか疑問であります。私が思う最良の舗装は、アスファルトに白い石を入れ舗装し、完成後、機械で研磨する。道路面は白と黒のモノトーンとなり、伊根地区の町並みに合うのではないかと思っております。これは実際に施工されている場所もありまして、価格もそれほど高価でなく現実的ではないだろうかと思っております。いろいろ言いましたが、府道であり、早急に前向きに京都府と協議されたく思っております。

次に、伊根町配水管から、町道の配水管から各家庭量水器までの配管が大気に露出している家が数軒あるということを目にしております。京都府の水路の工事の際に直されたものだと記憶していますが、ひどい施工の仕方だと思っております。これが検査に通っているのですから仕方ないのですが、現在、全国的に使用されている紺色のビニールパイプは耐衝撃性樹脂パイプといいまして、材質がやわらかく衝撃に強いパイプであります。地中、コンクリートの中に入っていれば問題はないのですが、太陽光、紫外線によって硬化、固まって色が白色に変色し、少しの衝撃でも簡単に折れてしまうという特性があります。量水器前のバルブまでに折れてしまうと修理が大変難しく、今回全面舗装されるであろうアスファルトを掘削しなければ修理ができないということになってしまいます。そのようなことが起こらないためにも、今回の掘削中に全軒点検し、不良配管はすべて直すということを行っていただきたく思っております。

また、京都府漁協のガスの埋設管も、亀島地区に入っているものは鉄管であり、先ほども言いましたが海水により腐食しているものと思います。プロパンガスの配管であり、漏れ出すと大変な大事故となってしまうと思います。今回要請していただき、永久的に問題のないポリエチレンパイプへの取りかえを希望いたします。

いろいろ申しましたが、道路面の全面舗装するのは今回が当面の最終工事であるというふうになるよう各方面と重々協議していただきたく思っております。町長の考えをお聞かせください。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） どうも、皆さんこんにちは。

師走となりまして大変慌ただしい中、皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、佐戸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目、伊根地区区長協議会から本年1月22日に要望のありました府道伊根港線の側溝改修と路面整備についてでございますが、側溝改良工事につきましては、立石区から亀島区までの間を今年度の府民公募型安心安全整備事業で提案され、京都府からは、下水道事業の計画があるため、その時期に合わせた改良をするのがよいと回答をされております。また、舗装についても、経年劣化によりひび割れ等補修を要する状態となっており、下水道、側溝、ガスパイプ工事掘削をした後に全面舗装復旧を順次実施するのがよいかと考えております。本町道区間についても同様の思いでございます。

いずれにしても、京都府道区間については、伊根地区区長協議会と一緒に京都府に対して下水道工事に合わせた側溝整備、全面舗装工事の実施を要望してまいりたいと考えております。

また、いろいろと議員、舗装面についてもご懸念を持たれておるようであります。重伝建とか、また美しいまちづくりにおいて、我々も舗装面についてはいろいろと考えたりもしておりますし、電柱の地中化というよりも無電柱化ということも考えております。舗装面につきましては、議員おっしゃったようなそういう方法もあろうかと思っておりますけれども、やはり安いとは申されましてお金の面の問題がございます。また、後々の強度の問題があろうかと思うんですね。いいものであつ

でも車が往来するたびにすぐ穴があいてしまいかひび割れてしまう、そういうものでは後々大変よくないわけでありませぬ。その辺のところにつきましては、府道につきましては、京都府とよくよくご相談申し上げながら進めたいと思っております。また、無電柱化につきましても、府道につきましては京都府さんのほうのお考えが大方を占めますので、この辺についても協議をさせていただきたいと思っております。

次に、水道本管から各軒下等にある量水器までの給水管の耐久性と不良配管の修理についてのご質問でございますが、日出区から平田区三叉路までの旧国道部分につきましては、平成元年から平成8年にかけて、側溝改良、舗装工事に合わせ、水道本管と量水器までの給水管を整備しております。また、伊根中学校から亀山区までの間は、平成14年、15年に伊根中央簡易水道整備事業により水道本管と量水器までの給水管を整備しております。したがって、古いもので23年を経過しておりますが、耐用年数は40年から50年と言われておりますから、それからしますとまだまだ耐久性がございます。

ただし、議員おっしゃいますように、日出地区内においては側溝内に給水管を布設した箇所があり、露出配管されている箇所もあり、耐久性に疑問のある箇所があるかも知れません。しかし、その改修には路面を掘削する必要はございません。不良配管につきましては、確認されれば随時改善を図ります。

最後に、京都府漁協が運営をしておりますガス事業のガス管敷設替えでございますが、昨年9月から下水工事に合わせて敷設替えを行うかどうかを漁協と協議しております。結果といたしまして、本年度、漁協理事会でガス管の敷設替え実施を決定なされたところであります。

ガス管を敷設してから約40年、昭和49年に亀島地区、昭和52年に日出地区、平田地区が敷設されたわけでありませぬ。そのような年数が経過し、漁協単独で今後工事を行うよりも今回の下水の掘削に合わせて実施することが経済的かつ安全との判断であったかと思っております。

工事実施に際しましては、ガス事業者と連携し、事故のないよう円滑に実施をしております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） ありがとうございます。

町長は、給水管に関しては安全であるというようなお言葉でしたが、私、一応プロの目から見て大変危険な状態にある家が何カ所かございます。それは、やっぱり事故が起きてからでは改修するのは大変難しく思っておりますので、今回ぜひ役場の職員の方に回っていただき、点検していただきたく思っておりますのでよろしくお願ひします。

以上で終わらせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、第6期伊根町高齢者健康福祉計画見直しについて並びに放課後児童クラブ（学童保育）の設置についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 皆様、お疲れさまです。

それでは、一般質問に入らせていただく前に、今年3月に発生しました東日本大震災、また9月に発生した台風12号の被害により避難所または仮設住宅等で年末年始を迎えざるを得ない被災者の皆様に対し心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を心から願ひ、ともに復興にでき得る限りの協力をしていきたいと思ひます。

それでは、通告書に従ひまして私の一般質問に入らせていただきます。

全国的な少子・高齢化が進行している現況であります。当町においても少子・高齢化対策は今後も長期的に取り組んでいかなければならない課題であります。そこで今回、私は高齢者福祉対策と少子化対策に関連する子育て支援対策の大きく2つに分けて質問させていただきます。

まず最初に、高齢者福祉対策について質問させていただきます。

当町の人口割合を見ても、60歳以上を占める割合は既に半数を超え、高齢化率は41.2%、また独居老人の方々も約150人。当町の高齢者支援施策体系は、介護予防を目的とした高齢者の生きがい支援と高齢により1人もしくは2人での日常生活が困難になった方々への生活支援と、大きく2つに分けて支援事業を実施していると認識しております。

ここで、高齢者の生活支援に関連し、3年に一度の見直し策定の年に当たっている第6期伊根町高齢者福祉計画を現在策定中と思われませんが、この見直しに当たって、町長に以下の3点についてお伺いいたします。

1点目は、計画見直しに当たり、前回計画していた要介護計画人数と実績人数で大きな差異はあったのか、2点目は今回の計画の基本的施策はどういったものか、3点目は今後10年先の高齢者福祉と介護保険事業に対してどのような予測または見解をお持ちでおられるか、以上3点の件についてお伺いいたします。

次に、子育て支援対策について質問させていただきます。

全国的に核家族が進む中、現在の不況も加わり、近年、夫婦共働きの家族が今後も増えていくと予測されます。当町においても例外ではありません。この全国的な夫婦共働きが常態化している現在、国としても放課後児童クラブ、いわゆる学童の設置は、少子化に反比例して増加傾向にある模様です。国の平成23年5月1日現在の実施状況を見てみると、設置状況は前年比対策615増の2万561カ所、登録児童数は前年の約1.8万人増の約83.3万人、実施している市町村率は90.7%、使用場所の状況といたしましては学校内施設の使用が全体の51%を占め、そのうち児童数が36人から70人規模のものが全体の52%を占めており、その他は9人までが全体の3.2%、10人から19人規模のものが10.6%、20人から35人規模が28.6%となっており、年間開設日数280日から299日のものが全体の78%を占めており、なお増加傾向にあり、逆に年間開設日数250日未満のものは減少傾向にあるとあります。

放課後児童クラブの設置に当たりましては、児童福祉法の第21条にもあるように小学生で10歳未満とあり、また設置に当たってのガイドラインを見ると、規模はおおむね40人から最大70人、年間開設日数は250日、1日3時間以上とあり、地方都市の例が多く、当町とは諸事情が大きく異なる点もあります。近隣の地区で同様のものを設置しているところを調べましたところ、宮津市の由良地区、府中地区でも実施されており、こちらは小学校1年生から6年生を対象に月曜日から土曜日に開設されており、また養老地区においては冬・春・夏休みの長期休暇のみで開所されております。

昨年、私が初めてさせていただいた一般質問の中に、子育て支援対策について、延長保育、子供の休日預かりの実施を質問させていただきました。町長からいただいた答弁は、延長保育は実施中であり、休日預かりについては保護者から少数の希望があったが、あくまでも実施の検討であり、近いうちに実施予定があるわけではないとのご答弁をいただきました。

今回、この件について担当課のほうへも行き、現況をお聞かせいただきましたところ、放課後児童クラブ設置に向け視察調査等もしておられ、実施検討もしていただいております。

また、今年も朝妻・筒川地区の児童においては、自助、共助、公助の基本的視点を踏まえ、町からの支援と地域住民の皆様の理解と協力を得て、夏休み等の長期期間、一時預かりを実施されたと聞いております。しかしながら、その対象地区外の児童はそれに参加することができず、一部の児童は先ほど紹介しました近隣の団体がやっておられる一時預かり所に行っておられたとお聞きしました。

当町の子育て支援の充実計画目標の中にも学童保育の実施があり、現在実施に向けての計画もされているようですが、以下の点について町長または教育長のお考えをお伺いいたします。

1点目は、実施は可能なのか、また実施時期は、するならばいつごろの予定をされておられるのか、2点目は実施に当たり子育て世代に対して事前アンケート調査等をする予定はあるのか。

以上の質問について答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、第6期伊根町高齢者健康福祉計画の見直しについてでございます。

現在、第5期介護保険事業計画と一体型で第6期伊根町高齢者健康福祉計画の策定に向けて、各種サービスのあり方とあわせて介護保険料率の設定にかかわるサービス利用見込み量の推計等について鋭意作業を進めているところでございます。

まず1点目の要介護者計画と実績人数では差異があったのかとのご質問でございますが、現在の

第5期高齢者健康福祉計画及び第4期介護保険事業計画、一体型でございますが、その中の各種数値は、総人口の減少に伴い被保険者数も減少を見込む中、要介護認定者数は後期高齢者数の増加に伴い今後さらに増加するものとして計画をされました。計画期間中3カ年で延べ認定者数700人を見込んでおりましたが、実績で本年度11月末時点での延べ総数は739人に達しており、5.6%程度の増加が見られます。要介護認定者がふえることは介護サービスの利用にも大きく影響してまいりますので、今後さらに注目していかなければならないと考えております。そのような差異が出ております。

次に、2点目の次期6期並びに5期介護保険事業計画の基本的施策についてでございますが、次期計画の高齢者健康福祉計画及び介護保険事業計画では、第5次総合計画の目指すべき将来像「ひとが生き生き」の実現に向けて、健康増進等元気な高齢者づくりをはじめ、介護予防や高齢者の在宅支援、生きがい支援、高齢者の権利擁護の推進等に力点を置いた各種事業の実施とあわせて介護予防地域支援事業の充実並びに要介護認定者には安心して介護サービスが利用できるよう、関係機関等と連携し、サービス基盤の充実に向けて現在策定中であります。

最後に、今後10年後の予測でございますが、日本中の高齢化が進む中、当町もますます高齢化が進み、高齢者福祉の充実が求められると考えますが、一方で介護保険事業については、どの自治体も近い将来、その運営経費に悲鳴を上げることになります。もちろん当町も大変な状況になることが予想できますので、国や府などにもその内容を訴えるとともに、後期高齢者制度のような広域的取り組みなども視野に入れた要望も検討を進める必要があると考えます。

私も高齢者の皆さんといろいろとお話をさせていただきます。また、前回、在宅で介護をされておる皆さんともお話をさせていただきました。そういう際に、高齢者の皆さんから、することがない、生きとつてもつまらん、また、私の旦那は私がみとるけれども、子供もおらへん、身寄りもないから私の行く末が心配だ、早う町からうば捨て山をつくってくれないか、そんなお話を聞くわけです。

10年先であろうと100年先であろうと、高齢者福祉の基本というものは、高齢者の皆さんが元気で社会参加でき、生きがいを持てるまちづくりであろうかと思えます。そして、もしものときは町が何とかしてくれる、そういう安心感を持っていただけるよう我々頑張ることにあると思えます。そういったことを実現していくことであろうかと思っております。

次に、放課後児童クラブの設置についてでございますが、核家族化と共働き世帯が増加する中、仕事と家庭を両立するために、その支援策として全国的にも放課後児童クラブを開設する自治体は増えてきております。また、近年、当町におきましても共働き世帯や母子家庭が増加しており、主任児童委員さんからも設置の必要性について提言を受けております。

伊根町では、本年度まで児童健全育成事業を筒川地区と朝妻地区において夏休みの期間中実施してまいりました。それはそれなりに成果を上げてきておりますが、地域に隔たりがあり、父子・母子家庭など本来支援が必要な家庭に対して子育て支援に至っておりません。

以上のようなことを踏まえまして、平成24年度から放課後児童クラブを開設したく思っております。開設に当たっては、現在、保護者にニーズ調査を行っており、その結果を踏まえて1月中旬に取りまとめを行い、方針を確定し、開設していきたいと考えております。開設時期につきましては、夏休み期間に入る7月ごろを予定しております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 和田義清君。

○1番（和田義清君） ありがとうございます。

1点目の最初の質問の高齢者福祉対策なんですけど、町長もおっしゃいましたように高齢者世帯がますます増えていく見通しであって、ニーズのほうもいろいろと多様化していくと思えます。今、町長がご紹介されたように、ちょっと悲観的な考え方をされておられる方や、また元気な方々、それぞれの家庭事情によって多分考え方や物の見方というのは変わってくると思えますけれども、先ほど言われました現場のスタッフの方々のお話し聞くと、どうしても生活支援をしなければならなくなった方々に対しては生活支援をしていかなければならないものでありますけれども、先ほど町長もおっしゃいました元気な生きがいを持った介護予防事業のほうに、現在も取り組んでいただい

ているとは思いますが、これが現在皆さん元気な年寄りの方は、そういうことには私は行かないというような現状もありまして、なかなか難しいものがありますので、その辺のそういう介護予防事業のほうにもなるべく来ていただけるようなアイデアも持って、またそこで高齢者の方々が生きがいを持って元気でやっていただけるような施策を今後お願いしたいと思います。

次の、町内での放課後児童クラブの設置については、調査結果をもとにということで、その調査結果次第でやり方が恐らく変わってくるだろうと予測されております。

先ほど紹介させていただきました養老わいわいクラブさんという方が個人の集まりでやっておられるわけですが、その方々とちょっとお話をさせていただきましたところ、行政枠を超えて来ていただいても、うちは十分受け入れ態勢がありますよというふうなことをおっしゃっていたので、調査結果をもとに立ち上げていただく方向になってはいるんですけれども、効率性であるとか、財政のことをここに持ち出すのはどうかとちょっとわかりませんが、そういうことであれば、そちらのほうに何らかの形で支援なり協力体制を持ってやっていくという方向は、法律上であるとかその辺は可能なかどうか、その辺をちょっと伺いたいたいですけれども。

**○議長（宮下愿吾君）** 今の質問は一般質問で通告いただいております内容とは若干違ってくると思いますが、答弁できますか、よろしいか、吉本町長。

**○町長（吉本秀樹君）** ちょっと今この場所でどうこうということは申せませんが、その支援の内容でしようね。でも、どうこう言われなくても、基本的に我が町でできることは我が町でやらせていただくのですから、それは確かに与謝郡福祉会のように皆さんで1市2町でまとまって、かつてですね、今でもあるそうですが、1市2町だとか広域で連携してやるということも財政システムあります。それですから、そういう意味から言われたら多分可能であろうかと思いますが、我が町内でできることは、別に養老さんにあるさかいそこでお世話になる言わなくても、当町のニーズに合うたものを自分の中で構築してまいりますので、そうさせていただきますなと思います。やれないことはないと思います、それは。

**○議長（宮下愿吾君）** 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

次に、住宅改修助成制度について、京都府立与謝の海病院の充実について及び就学援助制度の充実についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。9番、大谷功君。

**○9番（大谷 功君）** それでは、通告に基づきまして質問に入らせていただきます。

まず、住宅改修助成制度についてでございます。

今年の3月議会に伊根町商工会長の濱野儀一郎氏より提出をされました伊根町内各種工業団体の利用促進を求める請願書、産業建設委員会で審議の結果、本事業を実施するに当たっては全町民を対象とされたい、補助率と補助金の上限設定については町財政の状況を鑑み検討されたいと、こういう意見を付しまして趣旨採択することが妥当との結論に達しました。そして6月議会で、全員賛成で趣旨採択となっております。

その後の京都府内の状況について少し触れますが、10月27日に京都府住宅助成制度創設推進協議会という団体が発足をされております。中小建設業界団体の13団体がタッグを組み、「住み手よし、業界よし、行政よし」の「三方よし」の新たな住宅助成制度創設を目指した取り組みを本格始動させ、京都市並びに京都府に対し要望活動も行ったと建設経済新聞、建設タイムズ、こういう2紙の業界紙で報道されております。

助成制度の創設をとこの願いは、今大きな流れに乗ってきている感があります。伊根町でも、この制度を早急に創設するべきことを改めて申し上げたいと思います。そこで、今、24年度予算編成の時期でもあります。住宅改修助成制度の実施の考えを伺いたいたと思います。

続きまして、京都府立与謝の海病院の充実についてでございます。

私は以前より、与謝の海病院に救急救命センターを併設して京都市内と北部の医療格差をなくすよう、1秒でも早く手術を行えば生存率が高くなる心臓や脳外科手術ができるよう医師の確保と充実をと申し上げきたところですが、先日、京都府立与謝の海病院を府立医大の附属病院化するとの方向性が京都府議会の決算特別委員会、知事の答弁で明らかになっております。北部・南部医療バランスの確保という点では前進した発言と受けとめておりますが、救急救命センターの設置や脳外

科手術体制の充実など緊急に必要な分野についてはどうするのか、まだ見えてきません。

今後、町長はこの点を含めて京都府にいかん要望していくのか考えを伺いたいと思います。また、この点での情報等がございましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

最後に、就学援助制度の充実についてでございます。

就学援助の充実については、私は何度も申し上げておりますが、議会の構成も変わり、子育て最中の議員も増えていますので、まず制度を知っていただき、一緒に就学援助について考えていきたいという観点から少し説明をしますと、就学援助には生活保護世帯の子供に対する要保護と要保護に準ずる程度に困窮している世帯の子供に対する準要保護があります。小学校でかかる経費の負担が困難な家庭に対して援助を行う制度です。学校教育法の第19条には、「経済的理由によつて、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と就学援助を行う根拠が規定をされており、これに基づき市町村が必要な経費を支給しています。また国は、市町村が行う援助に要する経費について、法律に基づき予算の範囲内で必要な援助を行うこととされております。現在、要保護にかかる経費については国庫補助が継続されていますが、準要保護にかかる経費については、平成17年度から国庫補助が廃止をされ、一般財源による対応となっております。

さて、この準要保護認定基準についてですが、伊根町の保護者に配られております認定基準となるものは7点ほどありまして、生活保護の停止・廃止された家庭、町民税非課税・減免家庭などがありますが、その中で収入が少なく学校の学習に必要な費用の負担ができにくい家庭という項目があります。この点については、余りにも保護者にはわかりにくい、我が家は該当するのかわからないのか考えるとき、明確ではございません。この項目があるから柔軟に就学援助が認定できるという意見もあろうかと思いますが、この項目を使って柔軟に就学援助の認定に対して対応したという事例もないのではないかなと思っています。したがって、宮津市でも実施していますような生活保護基準額の1.5倍とか1.3倍とかいうような明確な基準と所得判定例を示して、利用しやすい就学援助にするべきかと考えます。教育長さんのご所見を伺います。

次に、支給対象費目の拡大についてですが、今年の4月からクラブ活動費やPTA会費、学級会費等についても、要保護児童・生徒は就学援助の国庫補助対象になり、準要保護児童・生徒は一般財源化されることになっていると聞いています。他町も、これについては準要保護世帯にも支給しているように伺っています。伊根町でも、これについても支給すべきかと考えています。

従来より、伊根町の教育行政は頑張っておられることを認めつつも、保護者にとって、また子供にとって、伊根町に住んでいるから不利益となるようなことはしてはならないと思います。伊根町に住んでいてよかったというような教育行政をさらに進めていただきますことをお願いしたいと思うんですが、この点でも教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは最初の2点につきまして、私のほうからご説明を申し上げます。

質問にお答えをさせていただきます。

住宅改修助成制度の創設についてでございますが、この質問をいただくたびに、町の考え方というものは、個人財産の価値を高める工事に公金を投入することは、受益が著しく特定され、公平性が確保されないことから見送っている旨答弁させていただいております。しかし、ご質問の趣旨は、地域経済の活性化であり、財産を所有している個人ではなく町内の施工業者に重きを置いた制度創設であると思われま。

本町では、その地域経済の活性化に寄与する方策として、下水道や浄化槽にかかる利子補給制度、昨年度に増額した浄化槽設置補助、伝建指定地域における建築物の修理・修景・修復補助、介護保険や耐震化による住宅改修等、政策目的に即した形で支援を行っております。また、本年度から伊根地区の集落排水事業に着手しましたので、その進捗に伴い、必然的に住宅改修工事も進められるものと期待をしております。また、昨年からはじめました活き生きまちづくり応援交付金事業も、それらの支援と合わせて商工業の活性化に大きく貢献しているところがございます。このように、地域内経済の活性化のため、政策目標に即した支援・施策を実施しておるわけでございます。

しかしながら、そういう中ではありますが、伊根町内各種工業団体の利用促進を求める請願が3月定例会に提出され、産業建設委員会に付託され、6月定例会で趣旨採択となりました。よって、こうした住宅改修助成制度の創設について、先ほど申し上げました政策目的に即した助成制度の状況を見ながら、当町として政策誘導が必要であるか検討しているそのさなかでございます。

しかしながら、問題となるのはやはり財源でございます。本制度の助成費をすべて町単費で実施するということは甚だ困難と考えますので、現在、社会資本総合整備計画の策定を担当課に指示しております。その計画が策定でき、採択された場合には50%程度の補助金が期待できますので、導入に対する大きな判断材料になろうかと考えます。住宅改修制度については、議会の趣旨採択を受け鋭意検討しておりますが、まずは社会資本整備計画の策定をと思っております。

次に、京都府立与謝の海病院の充実についてのご質問ですが、現在、京都府では、少子・高齢化と医療過疎が進む丹後医療圏において、府立与謝の海病院が総合的かつ高度で専門的な医療を提供していくため、幅広い見地から検討することを目的として、京都府立与謝の海病院あり方検討有識者会議が設置され、第1回目の会議が今年8月31日に開催されました。今後、協議が重ねられ、知事に提言されることになっております。

そういった中でございますが、議員おっしゃいますとおり、先月の府議会決算特別委員会の知事答弁の中で、府北部の医療体制充実に向けて協議している有識者会議から、与謝の海病院を府立医大の附属病院にする意見が出ていることに対して、その方向でいくべきではないかとの前向きの発言があったことが新聞報道されました。また、そのように府立病院の附属病院化ということが現実のものとなるときには、府立病院並みの北部の拠点を目指すべきと思う、そのような考えはあるということも言われておられます。でも、あくまでもそのように考える、思うでございますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。しかしながら、具体的な内容は市町村には聞かされておられません。

ご質問の同病院の救急救命センターの設置、脳外科手術体制の充実に向けての京都府に対しての要望は随時行っておりますが、一朝一夕にはなかなか進むものではありません。同病院は、丹後地域の中核病院であり、地域住民の命を守るためには、また安心して暮らすためには、与謝の海病院の救命救急体制の充実はなくてはならないものと考えます。引き続き近隣市町と連携を図りながら、京都府に対しては機会があるごとに強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 準要保護認定基準について所得基準を定めることはできないかというご質問でございます。初めに、この趣旨について説明をします。そして、現在の経過について説明した後、2点回答したいと思います。

準要保護認定基準については所得基準を定めることはできないかということですが、伊根町の準要保護の認定基準等でございますが、生活保護の廃止または停止、町民税の非課税または減免、児童扶養手当受給者など、母子家庭だとかということになります。さらに保護者の職業が不安定で生活状態が困窮していると認められるというものであります。

まず、生活困窮世帯とは、前述の生活内容で家庭内の子女の就学の経費等の支払いが遅れたり、滞ったりまたはできなかつたりというようなことで、非常に苦勞なさっているということがわかる内容で考えております。各学校では、毎月の集金等々含めて十分把握をしながら対応を行っております。そのときには教育委員会と連携を図ってもおります。

また、現在の制度を簡単に説明しますと、準保護、準要保護児童・生徒の保護者に国の平成17年度以前制度に準じながら、府の援護制度とあわせながら、一定の基準をもって学用品や修学旅行費等、安心して就学できる援助を行うというものでございましたが、平成22年度、国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部が改正されました。その中に、援助項目としてクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されるところであります。

まず、1点目の所得基準を定めることはできないかという質問でございますが、議員もご承知のように、丹後管内では宮津市が所得判定を設けております。与謝野町は設けておりません。宮津市の就学援助費予算は、要保護、準要保護、毎年多額な予算計上がされておりますことから、保護者

の職業が不安定で生活状態が困窮していると認められる者については、速やかに正確な事務が求められるので明確な判定基準が必要となり、たくさん対象者がいるということも踏まえながら、その認定方法として所得判定を行うため所得基準が設けられていると聞いております。

伊根町の認定者は、準要保護の認定者のみとなっており、認定基準の約7割が児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給に該当しております。残りの方々が、保護者の職業が不安定で生活状態が困窮していると認められる者という状況であります。現在の認定支給で、現在、他の保護者あるいは学校からの相談だとか要望はまだありません。

伊根町の就学援助の認定につきましては、現在の認定基準で対応が十分できると考えておりますので、今のところ所得判定を設ける予定はございません。いろんな角度で、今の7番目で言われましたとおり十分対応ができますし、できる限り福祉に充実させるという町政の方針もございますので、いけると確信しております。

しかし、就学援助制度につきましては、近隣の市町の状況を確認、把握しながら、義務教育の機会均等が図れますように取り組み、僻地では絶対にあってはならないということも考えております。認定に当たりましては、保護者が申請しやすいように、安心して相談ができるように、また子女の就学がしやすいように、学校と十分、家庭と十分連絡をとりながら、年度当初から説明をし、啓発文書を配布し、学期ごとあるいは月ごとに確認をしながら、年間を通して学校が就学状況の把握に努め、慎重に行っております、また行っていきたいと考えております。また、平成17年度から準要保護児童生徒就学援助費の国補助金が廃止されて市町村の予算で措置することになり、厳しい財政負担となっておりますことも申し添えておきます。

2点目の、要保護児童・生徒がクラブ活動費、学級会費、PTA会費が補助対象となっているということですが、準要保護者に対しても対象となるよう求めるとの質問であります。冒頭に申しあげましたように、平成22年度に国の要綱の一部が改正され、援助項目にこれら3点等が追加されました。宮津市は22年度から、与謝野町が平成23年度から支給をしております。伊根町は、支給する財源はすべて町の単費負担となることから、近隣状況を十分把握しながら、確認しながら進めていきたいと整理し、改正後すぐの実施とはいたしませんでした。

今後、本年度から与謝野町が支給しておりますので、伊根町としましても義務教育の機会均等を図る観点から、平成24年度から支給できるように関係部署との協議を行って行って、実現に向けていたいと思っております。

以上であります。

○議長（宮下愿吾君） 大谷功君。

○9番（大谷 功君） 住宅改修助成制度ですが、前向きに検討いただいているということがわかりました。今後、十分検討いただいて、実施に向けてご努力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、伊根町桜が丘運動公園周辺施設の利活用についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

伊根町桜が丘運動公園周辺施設の利活用についてですが、昭和60年に自然環境活用施設整備事業で桜が丘の山の尾根を整備し、遊歩道、山菜広場、展望台、ベンチの設置、ソメイヨシノ桜、コブシ、イロハモミジの植栽等をされ、当時ほどのような観光地になるのが楽しみにしていました。また、山の頂上付近の傾斜にはマツタケ繁殖地というような場所もありました。緑地公園の展望台まで行くと、景色もよく、当時は保育所、小学校の子供たちの遠足、地域の人たちや観光客も緑地公園に来られていたように思います。

今では草木が生い茂り、遊歩道もがたがたで歩けるような状態ではありません。また、ベンチ、看板等も腐っており、飲み水が飲めるようになってありましたが使えないような状態であります。何年か前まで管理されていたように思いますが、ここ近年、管理されていないように思います。今後どのように管理をされるのでしょうか。

また、緑地公園ができた当時には、遊歩道に沿って桜の木、コブシ、イロハモミジ等が植栽され、四季を通じて花と紅葉を楽しみにしていましたが、今では管理されておらず、当時植栽された樹木が数十本枯れているような状態にあります。

伊根町の取り組みとして、舟屋を核とした観光客増に力を入れておられますが、伊根町内にはまだまだ観光地として発掘できる場所はたくさんあると思います。伊根は舟屋、朝妻は徐福の里、本庄は布引の滝、浦嶋公園、筒川は丹後大仏と、各地にいろいろな場所があると思いますが、今後、緑地公園を整備し、春は桜、秋は紅葉といった伊根町内をゆっくりと観光してもらうため、緑地公園を管理、整備し、新たな観光地としての考えはないでしょうか。

次に、桜が丘研修センター、バーベキューハウス、木造遊具、ベンチ等かなり傷んでいるように思いますが、研修センターは平成2年に、バーベキューハウスは平成3年に新設され、研修センターにおいてはチャレンジキャンプ、カラオケ同好会、地元の子供会等の利用もありました。バーベキューハウスでは、町内の方やいろいろな団体等が利用されていたように思います。その後は、筒川そばが食べられるお店として町内にある団体に貸し出しされ、店内も改装され営業されていましたが、4年ほど前に営業をやめられて、もとのバーベキューハウスとしての利用ができない状態で返還されております。研修センター内も、雨漏り、空調設備等傷んでおります。また、木でつくられたテラス等も腐っており、歩ける状態ではありません。木造遊具についても、子供たちが遊べる状態ではありません。

今後、研修センターの修理、バーベキューハウスとしてもとどおりに利用できるようにするのか、木造遊具修理も含め、今後どのように修理し活用されるのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1つ目の桜が丘緑地公園の歩道、ベンチ、看板の今後の管理についてのご質問でございます。

その前に経過を少し説明させていただきますと、議員もおっしゃられましたんですけども、伊根町桜が丘運動公園施設の全体の完成は平成3年度でございます。本施設のグラウンド整備は、電源立地促進対策交付金で整備いたしました。また、バーベキューハウス、管理棟、テニスコート等は、新農業構造改善事業等の各種事業を活用し、整備しております。

今回、議員ご指摘の施設は緑地公園と言われる部分で、昭和60年度から昭和63年度にかけて京都府補助事業の地域緑化推進事業等により整備を行った施設でございます。主たる整備は、歩道、樹木植栽、東屋、マツタケ生産ゾーンの設定などでございます。その後の樹木の補植や植栽の拡大は、京都府林業試験場から樹木の無償配布により実施いたしております。わかりやすく申し上げますと、財源の厳しい本町においては、その目的に即して多様な有利な事業を活用して本施設全体を整備してきたわけでございます。

さて、整備以降の緑地広場の管理でございますが、完成時、当時の伊根町森林組合に委託し、樹木管理、歩道清掃作業を行ってまいりましたが、樹木の生育が一定落ちついたことから、平成3年度末をもって終了しております。その後は町の直営管理として、必要に応じて平成15年度まで歩道の修繕や生育不良の樹木の施肥作業を行ってまいりました。しかし、中期財政見直しにより、緑地公園管理自体を既に取りやめております。

今後の対応につきましては、スポーツ関係施設であるグラウンド、管理棟、バーベキューハウスについては一体のものとして適正に管理していく必要あると考えておりますが、緑地公園については当初から利用者も少ない状況であり、本施設を永年管理していくことが効用の観点から住民等の福祉の増進に寄与するものと考えがたいものと認識しており、本施設部分については、既に耐用年数も経過していることなどから、廃止の方向で検討に入りたく考えております。

なお、廃止に当たりましては、土地所有者である筒川財産区、越山区をはじめ京都府との協議を進め、整理したく考えております。

次に、緑地公園を観光地として整備してはどうかとの考えですが、本施設の整備で観光推進を図ることはなかなか難しいと考えております。やはり筒川文化センターの宿泊客とスポーツ等を通じ、また筒川そばや薦池大納言などの農産品と連携を図りつつ、交流産業に結びつけていくことが現実

的と考えております。ひいては観光振興となれば幸いと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 上辻議員の質問にお答えします。

スポーツ研修センター、バーベキューハウス、木製遊具等改修、今後の活用をどのように考えているかとの質問でございます。

施設は老朽化し、特にスポーツ研修センターのウッドデッキという外回りの板張りにつきましては、損傷が非常に激しく危険な状態であるというように思っております。一部壊れておりますし、それを改修しながら一応使っているという現状でございます。

このような状況の中で、桜が丘運動公園施設の利用状況は、グラウンド、テニスコート施設は一定利用をいただいているところです。

しかし、スポーツ研修センター、バーベキューハウスは利用が伸びない、なかなか難しい状況がございます。スポーツ研修センターは町のサマーキャンプで2泊3日で使っている、そのときに活用は十分、中はできるというように考えております。バーベキューハウスについては、平成12年からK a R a よもぎに貸し出しをしておりました。K a R a よもぎの状況の中で、平成21年12月をもって返却したいということで、その後の未使用のまま現在に至っておりますが、啓発はしておるところであります。

これまでから、町主体事業で使用するか、あるいは筒川文化センターの利用客等に周知するなど利用促進に努めてまいったところでございますが、なかなか利用増ということに結びついてはおりません。

こういった現状の中で、老朽化した施設の改修であります。スポーツ研修センターのウッドデッキ部分の改修については、業者に見積もりを依頼したところ100万円前後というところで、利用が見込めない現状の中で費用対効果が薄く、改修に踏み切れないところであります。

そういった状況でありますので、研修センターや周辺施設については簡単な修理等と、木造の遊具についても簡単な修理は行っておりますが、管理人等々でやっていたらいいんですが、十分なことにはなっておりませんし、今後、改修は考えておりません。

しかし、先ほどの町長の答弁で、筒川文化センター宿泊客とスポーツ等を通じ、連携を図りつつ、交流産業に結びつけていくことが現実的であると述べられておりますので、教育委員会としましても同様の考えであり、スポーツ研修センター、バーベキューハウスは地元地域において地域振興等を目的とした地元の団体等による事業展開がなされないかなと、また町内の各種生産団体が販促促進等々で使っていただけないかな、そういう施設利用を図っていただくなど、あるいは筒川文化センター運営委員会でも討議をいただきながら、より有効に活用ができることを模索しているという現状であります。いいものが良策が考えられたらいいなというように思っておりますので、今後ともお力添えよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 町長がおっしゃられましたけれども、緑地公園、遊歩道ですけれども、財産区に返すと、管理はしないと、草がとりあえず大草なんですけれども、全くこれから後は何もされないんでしょうか。

それと、バーベキューハウスなんですけれども、もうバーベキューハウスとしては全く使える状態に戻さないというのでしょうか。結構あそこは大声出して声を出しても、だれも聞くところでないし、騒ぐのにはいい場所だと思うんですがどうでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） もう何もしないのかということでございますけれども、一応廃止に当たりますは、その辺のことも協議しながら詰めていきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） バーベキューハウスの部品等々はすべてそろっております。ただ、それを設置するということまでは今計画はいたしておりません。ただ、要望やら強ければ、また検討していきたいというように思っております。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、国道178号線の要望活動についてを通告議題とし、泉敏夫君の発言を許します。8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） それでは、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

蒲入本庄バイパスは、最近重機が動き出し、何とか工事が始まり、区民も長年の夢がやっとかなえられると喜んでいる矢先に、先日の新聞報道で、交付金が東日本の被災地に行くので交付金が少なく、高速道路の橋立大宮森本道路でも2年遅れの平成26年開通との報道があったわけですが、町長さんが、そうしておる中で地区懇談会で要望活動はしているかとの質問で、国道178号蒲入本庄バイパスは7月以降には要望活動をしていないと言われております。

7月の要望で、知事さんが27年に開通ができるのでということで大丈夫だと胸をたたいておられたような記憶がございます。11月17日には、知事さんが交付金が少ないんで大変厳しくなったという答弁でございます。あとは交付金がきしだい、工事が大きく進むものだろうと言われております。また、11月22日には、土木事務所長さんも大変厳しくなっておると、何とか来年からトンネルに着手していきたいが、そのためには今は予算獲得の時期であり、頑張っって何とか予算を確保したいというふうに言っておられます。それで皆さんもきばって動いてほしいと、協力をお願いしたいということがございます。トンネルに着手したら継続事業として行っていけるので、その後は進んでいくというように思うということをおられます。

国道178号は、丹後半島の基幹道路であり、安心・安全のまちづくりに向けての道路整備、観光、産業、生活道であり大変重要な道路であります。町としても、たびたび要望活動をして今以上に頑張っっていただきたい、何としても平成27年開通を目途に、さらなる要望活動をお願いしたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、泉議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

本当に蒲入バイパスというのは、我々、皆さんと一緒になりました要望活動をして、知事さんの口から、よし、やりましょうと言っっていただいたわけでありまして、本当に赤子が生まれたような思いでありまして、そうなりますと、やっぱりはえば立て、立てば歩めの親心でありましょう、何とかこれが早く実現するよう我々もそのように気を砕いておるわけでありまして。

そういう中でありますけれども、やはり東日本大震災によりまして各省の予算獲得に影響が出ていることは皆さんのご承知のことと思っております。本町でも、例を出しますと、伊根漁港海岸保全施設整備に例年1億円をいただいております。そして、今年も1億円要望しておりましたが、6,000万円に縮減をされております。進捗に影響が出てきております。どの町でも同様の影響が少なからず起きていることは現実でございます。

このような中で、蒲入本庄バイパスの予算の確保について大変心配されるところでありますが、丹後土木事務所では蒲入本庄バイパスを第一優先事業として位置づけを行っており、国土交通省に対して必要予算の確保を強く要望しているとお聞きしております。我々も7月以降、知事さんとのこの要望は行かせてはいただいておりますけれども、その後いろいろな道路の全国大会で、単に蒲入バイパスだけということではないですけれども、全国的に皆さん一緒になりました各省庁、国のほうへも、真剣に国会議員の皆さんにも要望に行かせていただいております。

本バイパスは、議員が申しておられるとおりに、安心・安全、観光など産業振興の基盤道路でございます。加えまして緊急輸送道路として位置づけられております。この関係もあり、老朽化した本庄上の水の江橋も緊急に架け替え工事に入ったところでございます。本年度から既に本バイパス工事も着手され、ようやくつち音が聞こえる運びとなりました。

今後は、工事の進捗を高めていただくことを期待するものでございます。地元蒲入本庄バイパスの促進協議会の皆さんとともに、平成27年度の開通を目指し、単年度予算確保に向けた要望活動を今後とも進めてまいりたく思っております。私も鋭意努力をいたす所存でございます。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） ありがとうございます。

最後になりましたが、そしたら私たち党派とともに、今後も一層要望活動に努力していただきたいというふうに思います。それをお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、泉敏夫君の一般質問を終わります。

次に鳥獣対策について、災害時の道路確保について、職員評価制度について、入札制度について及び子育て支援についてを通告議題とし、松山義宗君の発言を許します。6番、松山義宗君。

○6番（松山義宗君） 大変ご苦労さまでございます。

通告書に従いまして質問いたします。

初めに、鳥獣対策についてでございます。

伊根町は、現状に見られるイノシシ、猿などによる農作物への被害以外にも、夜間の外出などにおいて町民の被害が危惧される状況にあります。鳥獣による被害報告や目撃情報について、職員の皆さんとしてマップを作成するなどそういった現状を把握されているのか。

また現在、シカを対象としまして、フェンスで囲むようなそういった輪中対策が行われております。今後、それ以外にも対策を何か検討されているのか、また担当職員の方においては、鳥獣の先進的な事例、例えばどこかの地区で最も進んだ鳥獣対策を行っているというような話がある場合、視察に行かれているのかどうか、もしそういうことを実施されているのであれば、あわせて情報もお伺いしたく思います。

次に、災害時の道路確保についてでございます。

伊根町の生活圏は隣接町というふうに考えております。その利用する道路として、補助国道178号線が最も頻繁に使われているのではないのでしょうか。今後の町政は、東日本大震災において、承知のとおり17mを超える津波で甚大な被害があったことも勘案しながらまちづくりを進めなければなりません。例えば、災害により宮津大島間178号線が通行不可能というふうな状態になったとき、隣接町への迂回路はどういうふうになるのかお伺いしたい。また、孤立集落への救助を行う場合の体制及び要請の手順を確認したいと思います。今後は、甚大な被害をもたらすに至った津波を想定した強いまちづくりが伊根町でも必要と考えております。あわせて伊根小学校の避難路をご説明いただきたい。

次に、職員の評価制度についてでございます。

町の職員として、予算の執行をはじめ行政サービスの拡充を図っておられることと町民を代表して感謝するところでございます。今回の職員の報道を受けまして、ちょっと考えずにはおられません。伊根町職員の評価制度というものがあるのか、あるならば、その目的と内容について説明いただきたい。また、評価の結果の管理者の指導方法等々を説明いただきたい。

次に、入札制度についてです。

どのような業者評価で落札を決定しているのか、また地元貢献度を考慮したような入札制度を改正していこうというふうな考え方があるかどうかということをお伺いしたく思います。

最後になりましたが、子育て支援につきまして、少子化が伊根町でも進んでおります。しかしながら、子供を産む環境というのは制度が若干整っているのではないかというふうに思います。ところが、産んでから育てるといった環境で最も懸念されるのが、育児休暇という制度が整っていない職場もあろうかと思えます。強制的なものではないと思いますので、そういった現実の中でやっぱり早期の職場復帰ができる、可能となるようなそういった子育て支援の一環としてゼロ歳児からの保育が、今後は伊根町でもそういったことを検討をする必要があるんじゃないかと思えます。改めて町長の意見、答弁をお伺いしたく思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、松山議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、鳥獣害対策についてでございますが、冒頭申されておまして、ちょっと質問要旨の中になかったものであれなんですけれども、出没マップですね、これについては当町は作成はしておりません。また、危ないような事例でクマの出没なんかもありますけれども、当町は本当に件数少のうございます。この前も警察署長さんお見えになられまして巡回させていただいたんですけれども、宮津市のあたりやったらこんな束になるんですけれども、ことしは伊根町は、例年ですけれども、

一遍か二遍ですね、そういう発見、おるぞという案内を出すのは。マップについては、つくっておりません。

鳥獣対策についてご説明を申し上げます。

鳥獣によります過去3カ年の被害の状況は、平成20年度224万4,000円、平成21年度134万3,000円、平成22年度224万9,000円となっており、被害の額に変動があるものの200万円以上の被害となっております。この被害額は、あくまでも農業共済組合の査定によりまして3割を超えたものでありまして、農協への聞き取り調査を勘案して公表している額であります。3割以内の被害額は反映されておられません。そうでありますので、正確な数字とは言えないかもしれませんが、潜在的被害を入れると相当大きな額になると推測されるわけでございます。

このような中で先進地視察についてございましたけれども、そういったものではなくして、そのかわりというわけではございませんけれども、平成20年、21年の2カ年にわたりまして近畿中国四国農業研究センターから講師を派遣していただき、イノシシ、野猿対策に係る現地研修会を実施しております。農家に対して、イノシシの侵入防止対策や野猿の追い払い対策の指導を受けたところでありまして。この研修会を踏まえ、平成22年度においては、野猿対策に係る追い払い活動の説明会を総参加数267名、31会場で開催をいたしました。加えて野猿対策については、追い払い用資材の配布支援を行い、地域ぐるみの防止活動の必要性を説明し、その理解と協力を求めたところでございます。

一方、有害鳥獣の駆除依頼は宮津猟友会伊根班にお願いしております。過去3カ年の狩猟期間外の駆除は、平成20年度はイノシシ287頭、野猿17頭、21年度はイノシシ214頭、野猿5頭、22年度はイノシシ272頭、野猿7頭となっております。大きな地域貢献をいただいております。

駆除につきましては、専ら檻によるもので、その製作にも取り組んでおり、イノシシ用52基、野猿用18基、小動物10基、クマ用1基整備してきたところでございます。駆除目標は、伊根町鳥獣被害防止計画に基づき実施しており、特にイノシシの駆除については計画300頭に対して90%を超える実績となっているところでございます。さらに、近年のシカの出没も多く確認されていることから、シカにも対応できるよう、本年度から本格的にイノシシ・シカ用の金網フェンスの導入など、今日まで多様な取り組みを進めてきたところでございます。

今回、議員ご指摘の金網フェンス以外の対策についてでございますが、去る11月に開催しました伊根町野生鳥獣被害対策運営協議会で協議いたしました結果、野猿対策については、地域ぐるみの追い払い活動をはじめ、檻による捕獲を行うとともに、イノシシ対策については、しばらく現行のイノシシ・シカ用の金網フェンス対策が最善策ではないかとの考えで一致いたしております。協議会の協議結果や研修会の経過を踏まえまして、今後とも自助、共助、公助による防止対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、災害により宮津大島間の国道178号が通行不可の場合、隣接町への迂回路についてのご質問でございますが、伊根町から近い順にいきますと、大島が通行不可の場合、旧国道が迂回路となります。長江から里波見までの間が通行不可の場合は、岩ヶ鼻から外垣、日ヶ谷、奥波見を經由し里波見へ出る府道が迂回路となります。里波見から日置までの間が通行不可の場合は、里波見から中波見、下世屋を經由し日置へ出る府道が迂回路となります。日置から江尻間が通行不可の場合、丹後半島回りの国道か碓峠越えの府道が迂回路となります。

主要道路の通行止めは、あってはならないことであります。安全・安心な道路整備を今後も強く要望してまいりたいと考えております。

次に、大規模災害発生時における緊急対応については、伊根町建設協会と平成21年9月に協定を結んでおり、道路や河川等の施設が大規模災害に見舞われた場合、その調査、応急復旧をさせていただくことになっております。要請を行う際は、町から建設協会またはその所属会員に対して文書、いとまがないときは口頭で要請を行うことになっております。また、さらに大規模な災害の場合で町の対応が難しい場合は、丹後広域振興局長を通じて知事に対し自衛隊の災害派遣を要請することになります。通信の途絶により京都府との連絡がとれない場合は、直接自衛隊に要請を行うこともできます。

次に、職員評価制度についてでございます。

これにつきましては、今、システムを構築中でありまして完成はしておりません。その辺のことはご理解いただきましてお聞きをいただきたく思います。

職員評価制度について、評価目的と内容についてですが、人事評価制度とは、自治体が求める職員像を実現するために、職員一人一人の現状を知り、強み、弱み等を分析していく具体的な仕組みとして人材育成型の評価制度を構築、導入するものでございます。具体的なねらいは、職員のやる気を高め、個人の能力を最大限に引き出すこと、積極的チャレンジを可能とし、それにこたえていくこと、職員一人一人の能力、個性を生かし、職員の自己実現、成長の欲求を満たすとともに、全体としての組織力を高め、効率的な行政運営に役立てることです。地方分権時代が進む昨今、平成23年から24年度にかけて人事評価基礎研修を行うなど、人事評価制度の構築、導入を進めているところでございます。

2つ目の評価結果の指導法についてですが、今述べましたとおり、人事評価制度は人材育成を主目的に職員の仕事ぶり、それを結果とプロセスに分けて評価し、能力を発揮した人が報われる制度としていきます。評価の中で職員一人一人の現状を知り、強み、弱み等を分析した後、上司と部下のコミュニケーションに注力した面談制度を取り入れ、個別に指導及び助言を行っていきたいと考えております。具体的な中身については、従来から職員の自己管理、管理監督職の職員のマネジメント業務をシステムチックに構築するものでございます。OJT、いわゆる実務経験を積むことによりまして、業務上必要とされる知識や技術を身につけるトレーニング方法でありますけれども、そのOJTによる人材育成が十分に行われているとは言えない状況を省みて、それを強化することを主眼に置いております。

次に、入札制度についてでございますが、本町の入札制度は、特殊なものを除き、指名競争入札で実施いたしております。その方法は、予定価格を事前に指名業者に公表し、最低制限価格を設定し、入札後に最低制限価格を業者に報告、また公開する形で実施いたしております。前述によりがたい特殊な工事や業務委託につきましては、従来の予定価格の設定による指名競争入札で実施いたしております。したがって、業者の評価、地元貢献度を考慮した入札制度でないことをまずもって申し上げておきます。

この背景には、本町のように建設業、電気・設備事業者、建築業者が依然として少なく小規模であるため、一般競争入札の導入は地元業者にとって厳しい条件となるばかりで本町になじまないものと考えております。町内事業者の育成確保を図るためには、町内業者を優先とした指名競争入札が賢明な判断であると考えております。国土交通省、京都府においては、総合評価競争入札方式などを導入し、入札価格に加えて品質向上といった価格以外の要素も含めて業者を決定するなど入札の複雑化も承知いたしております。しかし、京都府では、このような入札の業者選定に最低2カ月の審査期間が必要であり、伊根町のような少ない職員数では極めて困難ではないかと聞かされております。よって、本町におきましては、指名競争入札で今後も実施してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についてのご質問でございます。

何か育児休暇について触れられておりましたけれども、育児休暇は、これはもう全国的な法規法令でございますので、伊根町でも申請があれば受理いたします。やっております。育児休暇は実施をしております。

現在、伊根町では2歳児から保育を実施しておりますが、近年、核家族化と共働き家庭の増加に伴い、保護者から2歳未満児の保育を希望する声が上がってきております。その要望に対して、広い意味で若者の定住促進にもつながるものと思われまので、平成24年度から実施したいと考えております。

実施に当たっては、施設は伊根保育園とし、園児は1歳児から預かることとしたいと考えております。1歳未満児を預かることについては授乳期、離乳期の食べる意欲の基礎をつくる大事な時期であり、慎重な対応が必要となってくるので、安心して預けていただけるよう受け入れ態勢を整えるために段階的に進めてまいりたいと考えております。とりあえずは1歳児は受け入れるということでございます。1歳児未満、零歳児につきましては、もう少し時間をかけて受け入れ態勢を整えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 最後に松山議員さんから言われております災害時の避難道路につきまして、伊根小学校というように指定がありましたので、まず初めに伊根町の小・中学校の状況をまず申しまして、その後伊根小学校について言及します。

初めに、伊根町の小・中学校4校につきましては、避難計画に基づいて避難訓練、そして実施をしております。それから、各小・中学校は町内の避難場所にもなっておりますので保安要員も置いておるところであります。それから、台風等々あるいは水害、そして積雪等、そして地震という4つ、それ以外にも非常時の避難ということで説明を行います。

まず初めに、台風、風水害、雪も含めまして避難が必要な場合は、体育館に避難をまずします。あるいはグラウンドにするときもでございます。そのときには、児童を放送で、あるいは担任が誘導しながらの避難になります。登校班ごとに、あるいは家庭に帰ったりということは、全部担任が率先して家まで送り届けたり避難場所まで誘導を行います。

さらに、地震の場合あるいは火災も含めてですが、まず地震の場合、教室でまず机の下に潜り、そして頭部等々体の安全を確保します。そして揺れがおさまった後、5分以内にグラウンド等々安全な場所に避難するように担任が誘導をして行きます。例えば、この間の3月11日につきましては、4月1日から各小学校、中学校に指示を出しまして、そして高台20m以上のところに避難するように計画を変更したところでもあります。そして訓練を終えて、そして11月のまた町の訓練とあわせて行ったところでもあります。

具体的に伊根小学校につきましては、まずグラウンドから学校横にあります墓地を通過して、現在の丹海バスの伊根車庫前広場があるわけですが、そこへまず逃げます。そしてそこでもだめだということであれば、次に舟屋の里公園に避難をします。大体7分程度で避難が完了します。ただ、墓地を通過ということでございますので、想定上、地震の場合に墓地の墓石が倒れているということもございます。そのときには迂回路等々含めて安全なところを通過するようにしております。

最後に、各小・中学校ともすべて同じような状態で安全を確保していきたいというように考えておりますが、常に点検を図りながら、修正しながら安全を追求しております。

以上であります。

○議長（宮下愿吾君） 再質問ありますか。松山義宗君。

○6番（松山義宗君） ありがとうございます。

今の答弁の中で、やはりちょっと気になるのが伊根小学校の避難路なんですが、私も実際、先日行って見てまいりました。たまたま雨が降っておったんですが、手すり等々ありませんし、足がやっぱり滑るような状況ですね。ああいった、また狹隘でちょっと曲がりくねっていて非常に狭うございます。それと、地域の方も一緒に避難ということになれば、ちょっとごたごたするのかと、東日本大震災のああいった未曾有の被害を受けているということ直視されているわけですから、その辺もう少しお考えを改めていただいて、人命優先ということでお願いしたいと思いますが、教育長のご意見をお伺いします。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） ご指摘のとおりだというように思っております。それで一応今のところ検討しながら、よりよい道程を考えておりますので、回答とします。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、松山義宗君の一般質問を終わります。

次に、時間が経過いたしておりますが、一般質問続行いたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、定住促進について、地域活性化対策について及びコンプライアンス（法令遵守）についてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 失礼いたします。町民の皆様、執行部の皆様、各議員の皆様、新人議員の濱野茂樹でございます。初めてなもので少し緊張しておりますが、何とぞよろしくお願いたします。

通告に従い一般質問を行います。私の所見を申し上げてから質問したいと思っております。

この1年を振り返ってみますと、町民の一人として、また町議会議員として悲喜こもごもの1年でございました。先月には伊根町議会議員補欠選挙がありました。初挑戦でございましたが、幸いにも町民のために、町民の幸せのために働く機会を与えていただきました。今後とも伊根町発展のため、町民のために誠心誠意、町民とともに議論し、行動し、汗をかいて活動することをお約束いたします。

3月には、東日本大震災で東北地方はじめ多くの方々が大きな被害を受けました。一日も早い復興を願うものであります。

震災前から続く円高が進行する中、全国の経済状況はその深刻の度合いが増すばかりであり、地域の中小企業対策、雇用対策、社会保障の充実など、地域におけるセーフティーネットをしっかりと確保するため、地方自治体が果たす役割はますます重要となっております。

さて、我が伊根町の将来はどうなっていくのか懸念がありますが、先日、第5次総合計画にうたわれている伊根浦を核とした観光産業の育成・支援、伊根浦の環境整備、舟屋群景観保全の取り組みを具体化するための今後の伊根町発展のかぎとなる観光振興の指針となることを目的とした伊根浦観光振興ビジョンの案が取りまとめられ、パブリックコメントが先週まで行われ、総合計画以来の意見が住民様から寄せられたとお聞きしました。これは、町民の関心も非常に高いという裏づけであると思います。伊根浦観光振興ビジョンは、住民と小さな事業者による住まう町をよくする、強くするまちづくり、伊根浦ゆっくり観光を提唱しており、生活環境の保全、観光ルールの設定、人育て活動、水産業への支援、情報発信の強化を伊根町、伊根浦の一人一人が主人公に活動していくといった今後の町発展のかぎとなる観光振興の指針とすることが目的であると書かれています。

伊根町の未来を創造し、町民の生活の質を改革する構想であると評価したいと思いますので、最大限のご努力をいただき、常に住民の意見に耳を傾け、伊根浦観光振興ビジョンが遂行されるよう期待しております。町長は、町民に対し、未来を担う子供たちに対して、夢を見ることが出来る希望ある町をつくっていただきたいと思います。

先月、ブータン国王夫妻が来日しました。ブータン王国の国民の95%が幸福と感じているようでございます。国民は、身近な人との関係を大切にし、地域が一つの家族のように支え合っているそうです。ブータン王国に学ぶべき点が伊根町にも大いにあると思います。

ことしも残りわずかでございますが、町民のために、町民が豊かになるよう、町民のために汗をかき、思い残すことがないように質問させていただき、来年は良い年になるようお願い、新しい年を迎えたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

長くなりましたが一般質問に入らせていただきます。

初めに定住促進についてであります。

定住促進につきましては、今までから多くの議員さんが一般質問にてご質問されております。また先日、総務委員会へと付託されましたが、生き生きまちづくり定住促進補助金の交付に関する条例の制定等について発議いたしましたように、定住を促進するのは、地域経済の活性化、地域生活を支える活力、快適な生活に必要な社会基盤やにぎわいをつくり出す必要があると考えます。そのためには人口減少の歯どめをかけなければなりません。伊根町では、近年、Iターン、Uターンをされる方が増えてきているのは事実でございます。しかしながら、伊根町を離れる方は後を絶ちません。伊根町からの人口流出をとめ、地域生活の活力を増進し、安心・安全なまちづくりを実行するため、定住促進は我が町の最重要課題の一つだと考えます。

町長は、以前の議会答弁で地域の皆様からの情報、空き家所有者の意向等により空き家対策の事業を進めたいと、町として取り組む理由は町営住宅の増ではありません、地域社会の維持であり、空き家を活用した定住促進として、一旦は賃貸で入居いただいても、将来的には譲渡、売却も視野に入れた事業展開を考えておりますと答弁されておられます。また、昨年8月の空き家調査につきましても、回答件数41件に対して、ご自身で活用されたい方が約半数、残りは賃貸または売却したいとのご意向をお持ちで、町への譲渡もお考えいただけることがわかり、それらの空き家を有効に活用できる施策展開を考えると答弁され、蒲入地区に設置された定住化促進住宅については、まさに有言実行で、議員として高く評価している次第でございます。今後、さらなる空き家を活用した定住化促進住宅の設置を強く要望いたします。

伊根町広報ツールの一つ伊根町ホームページに、定住相談の窓口「伊根ぐらし相談」のページがございます。このページによりますと、定住促進対策の一つとして、伊根町への移住や農林漁業への就業等についての町外からの問い合わせに対し、従来の各課単位で相談を受け付けるのではなく、役場内の横断的組織、総合窓口として対応されると説明、掲載されております。

現在、「伊根ぐらし相談」のページに掲載、紹介されている空き家物件は、空き家バンクで伊根地区に2物件、朝妻地区で1つ、本庄地区で1つの合計4つでございます。しかしながら、平田の分譲地に至っては、こちらの「伊根ぐらし相談」のページには掲載されておられません。伊根町に住みたい、帰ってきたい、伊根町に住んで漁業をやってみたい、でも住むところや保育園の手続きがといった町外の方々からの問い合わせや、これから伊根町の仲間になってくれようとする人の相談を受け、疑問や質問、不安の解消のために必要な情報提供を行うため、役場内の横断的組織として相談窓口である「伊根ぐらし相談」のページに分譲地の情報がない。これでは、伊根に住んでみたいと思われても、伊根町では分譲地はないのだと解釈されてしまいかねません。

また、定住促進の補助についても掲載がありません。せっかくの制度でございます。なぜ定住相談のページにこういった情報が掲載されていないのか。

また、伊根ぐらしの情報を希望者に送付する「伊根ぐらし窓口通信」に至っては、今年になってもう12カ月が経過しますが、発行したのが8月と9月だけの2回であります。全く知らない土地に住むような方はいないと思います。

近年、綾部市等では、イベントを通じての触れ合いから定住といった施策をされています。伊根町でもされているようですが、全くそういった情報は掲載、発信されていないように思います。現在は情報化社会でございます。伊根町の情報を広義に発信する必要があるのではないのでしょうか。

伊根浦観光振興ビジョンには、日々の取り組みをそのままインターネットなどで発信する情報発信の強化が柱として掲げられておりました。伊根町ホームページにある伊根の魅力を発信する伊根町役場公認の「まにあ道」というサイトがございます。伊根町のホームページに掲載されておるものがございますが、そちらにいたしましては4月15日から更新がされておられません。伊根の魅力を発信するために設けたサイトが4月15日から更新されていないわけでございます。また、経産省が先進事業として取り上げ、また他市町村から視察にまで来られた情報発信ツール、いわゆるミニブログ、ツイッターでございますが、突然理由もなく広報されずにホームページから姿を消しました。

果たして、これからどのように伊根町の魅力を情報発信されていくのでしょうか、町長のご所見をお伺いいたします。

また、固定資産税評価と大きくかけ離れた価格で分譲されております平田分譲地についてお伺いいたします。

分譲が開始され数年経過したわけですが、いまだ売却に至っておりません。私が思いますに、価格設定に大きな問題があるように思います。実際に購入を検討された方が、余りの価格で設定されているため、伊根町内での購入をあきらめ、他町で購入し家を建てられたという話も耳に入っております。

平田分譲地の価格設定について、固定資産税評価や地価調査価格と大きく異なる、また平成21年度に近傍地を町が取得しております、その売買価格とも大きく異なる点につきまして、実際にどのように価格設定がなされ、また今後、その価格について見直しをすることがあるのか町長様のご所見をお伺いいたします。

続きまして、地域活性化対策についてでございます。

せんだっての観光協会主催の観光事業者を対象とした座談会の中で、町長は総合計画の目標数値である交流人口50万人について、改めて強い決意を述べられるとともに、70万人へという大きな夢も述べられました。

総合計画には、町の活気、活力を生み出すものは定住人口だけでなく、町外の人たちとの交流によっても活気、文化的資源、経済効果が生み出されると書いてあります。ここで言う経済効果とは、伊根町へお越しになられた方が町内でお金を使っていただくということを指すものと思われま。つまり、それこそが外貨を稼ぐということでございます。伊根町に訪れた方、伊根町以外にお住ま

いの方から伊根町でお金をお使いいただき、地域の活性化を図る、自主財源の乏しい我が町には必要なことではないでしょうか。

そこでご提案をさせていただきます。

まず1点が、朝妻小学校跡地を利用したリユースショップでございます。先進地を視察され、ごみの減量化を目的として実施されておりますが、昨年度の事業に要した費用が42万5,000円、持ち込まれた物品数が1,410点、持ち帰られた物品が1,150品、来場者543人、週2日開所し、来場者1人当たり782円のコスト、物品1個当たり300円のコストがかかっております。これって本当にごみの減量化につながっているものでしょうか。費用対効果は適切なのでしょうか。物品1個に約300円の費用がかかるということはいかがなものでしょうか。

伊根町には、不要品を処分し、売却額の90%を町内で利用可能な商品券で提供者にお渡しし、残りの10%を町の手数料とするエコリユーション事業がございます。当初、自治会のみで対象であったものが住民対象にまで拡大されておりましたが、これも先ほどのツイッターと同様に、いつの間にか自治会のみが対象に規模が縮小、変更されており、全く住民にもって広報誌等で説明もなしにでございます。担当者いわく、落札者との間でいろいろなトラブルがあったようでございますが、すべて私がお聞きしましたところ、言いわけのようにしか聞こえないような内容でございました。

そこでご提案です。要らなくなったものを商品券にかえるエコリユーション事業は、ある意味リユースショップの開設時の理由と同じでございます。1日平均のリユースショップの来所者は5人程度、リユースショップの前をよく通るんですが、休憩されているところしか見たことがないことを考えますと、リユースショップにエコリユーション事業の窓口を併設し、いま一度ルールを整備、検討し、住民対象にまで拡大し、地域経済の活性化を図ることはできないでしょうか。町長のご所見をお聞かせ願います。

もう一つは入札制度についてでございます。先ほど松山議員さんのほうでご質問されましたので、単刀直入に申し上げさせていただきます。

請負金額の一部を商品券で業者に支払うことはできないでしょうか。商品券も手形や小切手と同じ有価証券でございます。法的には何ら問題がないように思いますが、いかがなものでしょうか。例えば、入札参加の申込書等に代金の受け取り方法など、請求書などで掲載する欄を設ければ、入札業者指名の際の地域貢献の参考にもなると思います。この件につきましてもご所見をお聞かせ願います。

平成22年度に地域課題の解決に取り組み、健全で創造的なまちづくりを行うための事業を交付対象とした伊根町生き生きまちづくり交付金制度が制定され、現在、多くの自治会等で……

○議長（宮下愿吾君） 濱野議員、入札制度についての一般質問の通告はしていただいていますか。

○3番（濱野茂樹君） 中身的に外貨のところで含まれると思ってお話しさせていただいたんですが、だめでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 町長のほうが承るんだっけっこうです。

○3番（濱野茂樹君） ありがとうございます。続けさせていただきますよろしいですか。

○議長（宮下愿吾君） 続行してください。

○3番（濱野茂樹君） 生き生きまちづくり交付金制度でございますが、補助率も10分の10と、負担もなく事業を交付金内であれば実施することができ、町民にとって大変魅力ある事業であり、地域コミュニティーの推進につながるものだと思っております。また、補助事業には珍しく、他の事業との併用も可能であることも大きな魅力となっております。

しかしながら、本制度は10分の10の補助事業でございます。交付されるのは事業終了後と、交付団体とすれば、一旦お金を支出し、領収書を添付し実績報告書を町に提出した後、大体1カ月後から2カ月後ぐらいに交付金が交付されるのでしょうか、詳しくはわかりませんが、交付団体は最低2カ月以上、事業に要した費用を工面しなくてはなりません。

そこで、生き生きまちづくり交付金について、せっかくの10分の10の補助金でございます、概算払い、前払いもしくは利子補給制度を創設することはできないでしょうか。本事業と併用可能な京都府地域力再生プロジェクト交付金には既に概算払いの制度があり、多くの事業実施団体が概

算払いを請求しているようでございます。概算払い等を行うことが町として何か不都合があるのでしょうか。町長さんのご所見をお伺いいたします。

また、これは要望ではございますが関連しますので、京都市町村振興協会分の地域力再生交付金につきましても、概算払いの制度の創設について町長のほうからご要望いただくことはできないでしょうか。

最後に、コンプライアンスについてどのような取り組みを行っているかお伺いします。

コンプライアンスを直訳すると法令遵守となり、文字どおり解釈するなら法令違反をしないこと、つまり上は憲法や法律、下は条例や規則を遵守することになります。近年、コンプライアンスが重要視されるのは、その意味に法令遵守も含まれますが、法令だけにとどまらず、内部規定、マニュアル、さらにはリスクを回避するためにどのようなルールを設定していくか、どのように運用していくかを考え、その環境の整備までを含んでいるからではないでしょうか。

コンプライアンスを法令遵守とだけとらえ法令を守る、これは当然のことであり、最低限のレベルに違反していないだけになります。法令に違反していない、法令に規定していないという説明をしても、それが必ずしも納得できるものではないことが多々あります。

伊根町役場に置きかえてみますと、まず法令を守るという最低限のことですが、伊根町組織条例で定められている事務分掌によりますと、職員の人事、給与、福利厚生及び研修に関すること、財産に関すること、財産区に関すること、これにつきましては総務課の事務分掌と例規では規定されております。しかしながら、平成23年度の事務分掌表によりますと、給与事務に関すること、職員の福利厚生に関すること、財産区に関すること、町有財産の管理に関することは出納室の事務分掌となっております。

また、選挙長の報酬及び費用弁償条例では報酬は、当該選挙等の終了した日から10日以内に支給となっておりますが、立会人をされた方にお聞きしましたところ、先だつての伊根町議会議員補欠選挙の報酬は12月9日に支払いがされておるといふこととございました。

また、伊根町庁舎管理規則では、庁舎の管理及び取り締りを的確に行うため庁舎管理責任者を置き、その管理及び事務は総務課長が統括するとなっておりますが、この事務分掌表では庁舎の維持管理に関することは出納室となっております。

このように、条例等で規定されていることが例規とは違う運用がされる、これはどなたの判断、決裁によるものなののでしょうか。法令遵守という観点からは逸脱はしていないのか、町長の見解をお伺いいたします。また、他にも条例、規則などで定められていることと異なる運用を行っていることがあるのでしょうか。あるのであれば、その基準、または根拠についてなるものは何なののでしょうか。

次に、自発的な取り組みとしての観点からご質問いたします。

伊根町では、平成16年に伊根町窓口時間の延長に係る事務取扱規程を制定して窓口業務の延長を実施されており、その対応する職員については時間差勤務を行い、5時15分から7時までの窓口延長時間が超過勤務の対象とならないよう配慮されております。

しかし、この秋に実施され、今回の広報誌に載っております住民懇談会につきましては、すべて超過勤務となっているのでしょうか。法令に規定がないから時間差出勤ができない、時間差出勤をすると業務に差しさわりが出る、そんな状態であれば休暇をとることすらもできないと思いますが、まさにこれを時間差出勤として実施することが真に求められているコンプライアンスではないのでしょうか。住民懇談会の必要性を否定するつもりは毛頭ございませんが、職員に超過勤務手当を支給してまでの住民懇談会を住民の皆様は望んでおられるのでしょうか。

法令を守ることは当然のこととして、この自発的な取り組みをもっと重視して、常識が法であるという考え方のもとでの行動が住民から信用を得るために積極的に取り組むことが求められていると思いますが、町長様のご見解をお伺いいたします。

最後に、事業の進行管理につきましてでございます。

先日、新聞報道等で職員の減俸と戒告等の処分がなされたと報道されておりました。滞りなく遂行されているか監督する業務が上司にはあるのではないかと思います。伊根町の場合、一般職員だけが処分されたのでしょうか。

部下のミスは上司の責任でもあります。先日、小泉元総理のお話を聞く機会がございました。その中で小泉元総理はこうおっしゃっていました。リーダーとは責任のとれる人だと。まさにそのとおりだと思います。部下の責任は上司がとる。

しかしながら、伊根町では一般職員のみが処分されたと報道されておりました。この処分された職員の上司である管理職等にはどのような処分が下されたのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、濱野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

大変多岐にわたっておりまして、また私がちょうどいたしました通告書とはいたく内容が違うものでございまして、いささかちょっと答弁のほうがかどうかどうかわかりませんが、かみ合うかどうかかわかりませんが、ご説明のほうを申し上げたいと思います。ですが、一応私も通告書をいただいておりますを基本にご説明を申し上げます。

まず、定住促進についてということで、1つ目に定住情報の積極的な発信をする考えはあるのかということが1つ目、そして2番目には町有地を処分をする考えはあるのか、これが私がいただいておりますご質問の内容でありますのでお答えをさせていただきたい。

まず1点目の定住情報の積極的な発信についてのご質問ですが、町の施策は、すべからくが定住につながるものと考えております。そうありますので、新規施策（事業）の説明・発信は、町内ならば広報誌、比較的近隣でしたら新聞などの報道機関、無限に広く周知するならばホームページであるとすみ分けをしております。

定住情報と限った分野での特徴的な事例としては、空き家バンク利用登録をいただいた方には「伊根ぐらし窓口通信」の郵送を行っております。この通信については、町ホームページでも見ることができます。また、町報が欲しいという方については、郵送料をいただければ年間を通じて広報も広報誌も送らせていただいております。いろいろと個々の内容について不十分である点はあるかと思っておりますけれども、今後また、あなたのような重要な戦力がなくなったものから、ちょっと手不足かもわかりませんので、十分ちょっと頑張っていきたいなと思っております。

次に、2点目の町有地の処分についてということでございますけれども、私、ちょっと処分という言葉はどういうふうに意味合いで使われているのかちょっとわかりづらいんですけども、一応処分といえば不要なもの、余分なものを、これを捨てるのか、いわゆる売り払うという意味でありましょう。

現在、町有の普通財産として区分されるものは多々ございます。しかしながら、どれ一つとっても不要なもの、余分なものという考えはございません。処分ではなく有効に活用したく思います。しかしながら、9月補正でも予算計上いたしました。例えば野村の旧消防車庫については、地元からの要望によりまして買取価格で譲渡した経過もございます。今後も、そうした遊休町有地の活用で地元地区から要望があった場合、また地元地区に限らずとも、目的が公共の利益、福祉の向上に資する場合には、お譲りすることについては検討をしております。

そこで何か、分譲地の値段ですね、あれについていろいろとご質問があったかなと思っております。価格の基準となったのは実勢価格ですね。一番あの近所で近年にどれぐらいの価格で取引をしていたのか、その価格が基準にあらうかなと思っております。それに加えて、あの区画2つについては、定住促進の条例に基づきまして200万円ですか、そこで3年以内に建築していただければその補助金がつく、それを相殺していただければ、多分それほど高い坪単価ではないのかなと、そのように思っております。

続きまして、地域活性化対策についてということでございます。

地域活性化対策については、1つ目に地域活性化のために外貨を獲得することが必要と考えるがいかかなものか、まずこの1点目のご質問でございます。

地域活性化のために外貨を獲得することが必要であるか。外貨獲得とは、私、今日の議員の質問内容を聞かせていただくまではちょっと勘違いをしております。例えば外貨でありますので、東アジアのこの経済の好況というものを、経済成長を取り込むべきかとか、また日本は観光立国を目指しておりますので伊根町もグローバルに観光誘致をするべきではないかとか、そういうことかな

と勘違いをしておりました。そうではないようであります。町外からのお金ということでございましょう。

町外からの金を稼ぐということが地域の活性化につながることは、これはもう異論がないところでございます。そのとおりでございます。例えば漁業であり農業であり、漁業、最近はブリがよく、よくとまできませぬけれども、獲れまして、結構な外貨を獲得しておりますし、また観光業でもうけていただくための、外貨をもうけていただくためのその根拠となっております。農業もしかりでございます。当然、観光業、また町外でサラリーを稼いでくれる町民の皆さん、また大きいのは年金受給者でありますね。これ、大きいんですね、年金の額も大変であります。そして、町内の商工業者やそこにお勤めいただく皆さん、直接、間接はありますけれども、すべての皆さんが外貨を稼いでくれるわけであります。

伊根町であっても、恥ずかしい話ですけれども、依存財源が8割ということでもありますので、数十億円という金は外貨として稼いでおるわけでありまして。そういうものがあってこそ伊根町が成り立つわけでありまして、町民の生活が成り立つわけでありまして。外貨が町の活性化を生み出しているわけでありまして。

しかし、いま一つ大事なことがあろうかと思えます。その稼いだ外貨を一つところにためちやいけないですね。それをできるだけ外には出さないで町内で循環させることでありましょう。外貨獲得、そしてその外貨の町内循環、これが地域活性化につながることと思えます。

続きまして、リユースショップの利用促進をどう考えているかというご質問でございます。

平成21年12月から、各ご家庭などにある不要物の再利用を促進し、廃棄物の減量を図るとともに、住民の廃棄物減量への意識向上の目的として、朝妻小学校の一部を利用し、リユースショップを開設したところでございます。議員、事細かに計算されまして、円で何百円で何ぼとか、はじき出されておりますけれども、この目的というものは廃棄物の減量を図るとともに住民の廃棄物減量への意識向上を図るということ、意識向上を図っていることに対しては、どういうふうな値のつけをしているのか、目的はその辺にあるわけでございます。

議員おっしゃられましたように、現在、毎週水曜日、そして日曜日、午前10時から午後3時まで開設しており、町民への周知については広報お知らせ版で開催の状況や在庫商品の概要などを掲載しております。

23年度の今までの平均では、毎月40人程度、1回当たり5人程度の来場で、商品の持ち込みと持ち帰りの動きが毎月120点程度となっております。確かにその運営方法については、まだまだ改善すべき点があると考えております。

また、お尋ねの利用促進をということにつきましては、いま一度この事業の目的と意義を町民の皆さんに、また各界各層の皆さんに広報、啓発を図り、利用促進に努めたく考えます。

また何かちらっと、管理人さんがぷらぷらするんですか。何か聞くところによると、いつもいつも外でたばこを吸うととか、そういうことも聞いておりますが、議員、そういうことをおっしゃっておられましたので、大変ゆゆしきことであろうかなと思っております。そういう者につきましては厳しく指導をいたしますので、濱野議員も見かけられましたらご指導いただければ幸いです。

質問状にはなかったんですけれども、エコリユーションですね。

このエコリユーションを取り組んだ経過は、元々ある自治会が物品の処分に悩んでおられたので、さらにその自治会会計が潤沢ではないので、その処分費を出すことがこの目的でありました。よって、官公庁オークションとして取り扱ったことから始まっております。

本制度については、議員もよく知っておられますので説明は省略させていただきますが、言いわけにしか聞こえなかったということではありますけれども、やはり画面上で実際に物品も見ずに取引を行うことは、相対して行うことと比較すると、本当に想定外のトラブルが発生してきております。また、明らかに町内業者の方からの不要品を持ってこられるようなことも目につくようになったことから、この制度については原点に立ち返り、自治会からの要請のみに対応していきたいと考えております。

地域活性化対策の3番目、交流人口50万人構想に向けた具体的な考えはあるのか、このご質問

に対しましては、交流人口50万人とは、平成22年度をスタートとして10年後を見定めた目標であります。

観光をはじめとした交流人口の増加は、伊根浦を核として、行政による観光関連施設等の基盤整備とあわせて民間事業者の観光関連産業への参入等を受け入れ、体制が整って初めて効果が出てくるものと考えております。また、時代の変化に対応し、観光客が何を求めているのか的確に把握し、どのように提供し、また行政としてどのように支援していくかであります。第6次産業という言葉があるように、宿泊、食事の提供、散策、体験、四季折々の借景、農産物、海産物などと融合させ、伊根町でしか楽しめない、伊根町へ行かないと味わえない、お客様を満足させるメニューを考えたいものでございます。

具体策ということでございます。平成26年には京都縦貫道が全面開通予定でございます。平成27年には蒲入バイパスも完成予定でございます。それまでには波見の狭隘な町なかも改善されるものと聞いております。そして、府中から伊根までのコーストラインというものを整備すれば、これは大きな目玉になるかと思っております。そうであるのが、具体的にはこういった事業をまずは順調に進めることが大事であろうかと思っております。

次に大事は、我々が加盟をしております日本一美しい村連合、これの活用であります。44のメジャーな市町村、地域と姉妹提携できたも同然でございます。また、ヨーロッパではフランス、イタリア、ベルギー、そしてカナダ、そして今回、韓国も名乗りを上げてくれております。そんな海外の国ともつながったわけでありまして。世界連合も見えてきたわけでありまして。

今回、その仲間と一緒に東京に事務所を設けます。また、これについては3月の予算ではご承認いただかなければならないかと思っております。人口比率でいきますので、当町は10万円程度だと思っておりますので、それほど負担がないものと考えております。

また、そしてミシュラン、あの3つ星がありますね、あれと同じようにこの美しい村連合のガイドブックを作成をいたします、刊行いたします。これ、配るんじゃないんですね。配るんじゃない。このガイドブックを売るんです。それだけ価値あるものに仕上げようとしております。44プラス世界連合、その相乗効果を取り込むことが、これは大きな具体策になるか、大事であろうかと思っております。

また、町民挙げて日本一美しい村を目指すことが、これが大事であります。日本一美しい村を目指すことを伊根町民の精神的なバックボーンにする、これでありまして。そして、そのために必要なこと、例えばポスター、看板、景観、町内の色彩までも規制をする、例えばですよ、ごみをしない、させない、そういった決め事をみんなで作くり、みんなで守る、これがソフト面の軸であろうかと思っております。ハード面では、トイレや駐車場の整備、下水や無電柱化の推進が課題であろうかと思っております。そういったものを、時間はかかりますが一つ一つ積み上げることが、これが大事であろうかと思っております。

次に、活き生きまちづくり交付金等のコミュニティ事業の概算払いを検討してはどうかというご質問でございます。

概算払い、前金払いは例外的な支払い方法であります。地方自治法施行令で定められているもののほか、例えばその事業——支払うもののほとんどは人件費——を行う財源が補助金しか見込めないとき、一部または全部を完前に前渡しすることはございます。

町の活き生きまちづくり応援交付金については、協働のまちづくりを推進していく上で、自分たちでできることは自分たちで、行政がお手伝いすればできることはお手伝いをしてという考えのもと、平成22年度から3カ年間進めていく事業としております。平成22年度は26件、23年度は18件交付しています。補助金については申請主義の原則にのっとり、申請を受け、交付決定をし、完成、実績報告を受け、検査をした上で支払いをするのが最も望ましいと考えております。補助金を前渡ししたが申請内容とでき上がりが違う場合は補助金の不正な受領となり、返還していただくこととなります。

今後、自主財源の乏しい団体に対しては検討いたしますが、現行の支払い方法でいく考えでございます。

3つ目のコンプライアンス（法令遵守）についてでございます。

いろいろと議員、これは法規法令にのっつて間違っておるのではないかという個々の指摘を受けました。それについては、また担当課長等からご説明を申し上げます。

しかしながら、コンプライアンス遵守、なかなか諸刃の剣でございまして、遵守するのは当たり前であります、当然のことです。しかしながら、その法規法令というものが目指しておるのは、町民の福祉の向上であり幸せであります。それを無視してこれに固執するというのは、諸刃の剣でございましょう。

1点目の各法令のコンプライアンスについてどのような取り組みを行っているかというご質問ですが、現在、綱紀保持通知を年2回、職員あて周知を徹底しております。また、京都府振興協会主催の階層別研修及びコンプライアンス研修を毎年受研するなど、人材育成方針に基づき積極的に職員研修派遣を行っております。

また、自治体や自治体職員に対し、公正・公平な職務遂行と自治体運営の透明性の確保や説明責任が今までにも増して求められております。自治体が住民の負託にこたえ、行政課題に取り組むためには、コンプライアンスや公務員倫理をルール化して職員の意識をさらに高め、より住民に信頼される行政を目指すことが必要と考えております。そのことについては、私からも毎月朝礼、また事あるごとに喚起をして、そういう際に喚起をしておるわけでございます。

続きまして、コンプライアンスの遵守についての2番、事業の進行管理は適切に講じられているのかというご質問でございます。

事務の遅れや問題等が発生した場合など、各課とも事業の進行管理については管理職等が当たっておりますが、多くの職員を抱えている課については、なかなか目が行き届かないということがあります。しかし、各課とも全職員の進行管理ということでなく、気になる職員について目配りをするということに留意いただいております。経験年数とかそういったものにかかわらず、優先順位がつけにくい場合について、こういったことが起きてくるだろうと思います。

再発防止や事後処理についてどうするかということについては、内部協議をしながら、その防止策について検討しているところでございます。具体的には、各職員に報告、連絡、相談の徹底や、係会議や課内会議などによって事業の進行管理による遅延の解消や、また年間、場合によっては月、週単位でスケジュールの提出などを行いながら、その再発防止と職員管理を行っているところでございます。

また、職員の懲戒処分についてのご質問がございました。

これにつきましては、もう議員おられるときから懲罰委員会というものを設けまして、そういうものをつくりました、私になってから。そうでありますので、町民の皆さんに迷惑をかけたなり綱紀にもとること、また例えば職務怠慢、交通事故などはもうすぐ、人身事故になれば直ぐにです、そういったものは懲罰委員会にかけまして決定したのものについては、その条例に基づいて公開をしておるわけでございます。

そして、議員おっしゃられた当人も当人だろうけれども監督責任はどうなんだということですね、上司の。当然、その監督責任も問うております。新聞のほうでは重たいのだけをピックアップしてとらえたので、皆さん知っておられるはずですが、ただ載らなかつただけだと思うんですね。管理職についても処分は行っております。

なかなか議員の質問状と今日話された内容とが、ちょっとうまく私とかみ合わなかったなと思いますけれども、以上、答弁といたします。

○議長（宮下愿吾君） 今岡課長。

○総務課長（今岡敬雄君） それでは、先ほどの濱野議員からの質問ですが、2点についてお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の伊根町の組織条例と、それから毎年4月1日付の職員の事務分掌表との相違があるというふうなご質問でございますが、その関係につきましては、当然伊根町の組織条例の一部改正を怠っておったというふうなことで、早急にこの辺につきましては、3月定例で改正をしていきたいというふうに思っております。

あと、住民懇談会におけます担当しております職員の時間外手当の関係でございますが、町の職員の関係につきましては、会議等に出た場合につきましては時間外手当を払うというふうなことで

現在行っております。ただ、職員の申し出によりまして、代休、時差出勤等につきましては職員の申し出によるというふうなことでしております。そういったところから、今回につきましては時間外手当を支給しております。

住民懇談会につきましては、今年2年ぶりに開催をしております。昨年は町長選挙の年というふうなところから2年ぶりに開催をしております、2年前どうだったかなというふうなことを考えてみますと、たしか時差出勤とか、それから代休とか、そういった職員からの申し出があってそういったふうにしたというふうに記憶しておりますので、その辺につきましては、今後、時間外にするか代休、それから時差出勤も含めて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮下愿吾君） 簡潔にお願いをいたします。濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 通告書内容のほうと私の説明のほうと若干違うご回答でしたが、町有地の処分につきまして、私言いましたのは分譲地のことでございます。ここにつきまして、先ほど200万の補助金があれば大体同じぐらいの金額になるだろうと。今ちょっとざっと計算させていただきました。近傍地を平成21年に買収したときの平米単価1万5,350円でございます。横の今駐車場に、広がっているところありますね、1万5,350円でございます。今現在では4万2,000円で平米単価出されております。200万引きましても大体3万五、六千円あたりとしましても、やはり倍程度の価格設定がなされております。倍というのが、固定資産評価につきましても基本的には適切な時価でございます。適切な時価として地価調査等で価格が設定されておりますので、このあたりについて価格を下げるなり、もう一度ご検討いただくことはできないものでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 濱野議員、いろいろと多岐にわたった一般質問をお願いしていますので、ほかの再質問ないですか。それは皆、再質問の項目についてだけ述べてください。

○3番（濱野茂樹君） わかりました。

もう1点が、先ほどの条例改正を3月議会のほうでご提案されるということについてでございます。

こちら、先ほどの懲罰委員会等の話からいくと、職務怠慢にまたなってくるのかなというふうに思いますが、この件につきましてご所見を、この2点につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 1点目の単価の話なんですけれども、あれは実勢価格で隣買いましたね。あれは、うちが買うという、買うてくれなんですよ。向こうから売りに来られた、その売り値です、買い値じゃなくしてね。それで、その近在でまた、あんまり名前がちょっと出せんなんですけれども、どこそこと、そういうところにあるのは似通った値段だと思えますね。ただ、隣の本当にすぐ隣にあるところについては、もうこの値段でいいから買うてくれということでございましたので、破格の値段でしたので買わせていただいたということでございます。

○議長（宮下愿吾君） 今岡課長。

○総務課長（今岡敬雄君） 先ほど関係でございますが、条例と実際と異なっておるというふうなことでございます。この関係につきましては、今回については、この伊根町の組織条例の部分だけではございますが、ほかにも多分あるかと思えますので、一応洗い直しをして、それについては対応していきたいというふうに思っておりますが、職務怠慢といえますのは、本来やらなければならないことがわかっておってそのまんまこうしていくというふうなことだろうというふうに思っております。今回の場合については、本来それはそうなんです、当然そういったことをする場合については組織条例等を改正も伴ってやるというふうなことにはなるわけですが、その辺を多分うっかりとしておったというふうなところでございます、その点につきましてはおわびをしたいというふうに思っております。

今後、事務分掌等についても実際に、3月の時点で内容はほぼ固まってまいりますので、十分その辺は注意をしながら今後は対応していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（宮下愿吾君） 濱野議員。

○3番（濱野茂樹君） 最後の質問になろうかと思えますので、先ほどの買うていただきたいとい

うことでこの値段設定がなされたというふうなお話があったと思います。ただ、これにつきましては、この近くに地価調査地がたしかあったと思います。1万7,000円ぐらいだったと思うんですが、その場合、地価調査についても実勢の価格で設定されておったと思います。それとの整合性がやはりちょっと今の、ただ単にどうしても売りたいというのとちょっと違うんじゃないかなというふうに思いますので、それについての地価調査もしくは固定資産評価との兼ね合いをご答弁いただきたく思います。

もう一つのコンプライアンスの関係で、知らなかったから怠慢にならないといった発言でございますが、例規担当課長からそのようなご回答がいただけるとは思っておりませんで、非常にびっくりしておるわけなんです。事務分掌を変えるときであれば当然例規のほうも見ていただいているものだと、例規も見ずに改正をしたということは、総務課が例規担当されていて本当に怠慢とならないのか、懲罰委員会でそのあたりについてしっかりと検討するなり、今後こういったことがないようにお願いしたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 答弁はよろしいですか。要望にご意見、それよろしいですか。

○3番（濱野茂樹君） 固定資産評価と。

○議長（宮下愿吾君） 前野会計管理者。

○会計管理者（前野義明君） 固定資産評価と価格評価であります。鑑定士によりまして1平米当たり1万7,000円ということになっておりますし、評価額は1万1,900円ということになっております。今回のその1平米当たり4万2,000円ということで、価格に違っております。

評価と売りとは変わってくるということではありますが、この4万2,000円の価格の根拠でありますけれども、近隣平田の周辺の土地を地価に売買、伊根町のほうから売買した経過がございます。その価格が、現在でしたら3万4,200円で地価に売買した経過がございます。その3万4,200円につきましても、日出の丹海の駐車場へ売買した経過がございます。それが2万2,800円というのがあります。大体、日出と平田でしたら1.5倍の設定をそのときにした経過がございます。3万4,200円という設定で近隣の平田の土地を売った経過があります。それに従いまして、あそこの分譲を先ほどの1万5,000円程度で購入した後、造成費が215万円かかっております。それを264.83平米、全体ですんで、それで割りましたら8,118円、1平米当たり、それを地価に売買した3万4,200円に足しますと約4万2,318円という数字が出ます。端数を切りまして4万2,000円という価格を設定しております。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして本定例会における一般質問の全部を終わります。

15分間休憩をいたしたいと思っております。25分、4時25分から再開いたします。よろしく願いいたします。

休憩 16時12分

再開 16時25分

### ◎ 日程第3 議案第73号

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第73号 平成23年度伊根地区漁業集落環境整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、議案第73号 平成23年度伊根地区漁業集落環境整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

伊根大西地区で実施の下水道終末処理場の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、担当課長等よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 白須主幹。

○地域整備課主幹（白須 剛君） 議案第73号 平成23年度伊根地区漁業集落環境整備工事請

負契約について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） ちょっとお尋ねしたいんですが、処理対象人口1,560人ということでございますが、これは1日の処理対象人口かなというふうに思っておりますが、それこそ人の多いときはもっと人数が増えるのではないかというふうに思っておりますし、伊根地区の下水道に入る戸数、また人口等々はどんな感じで持っておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 白須主幹。

○地域整備課主幹（白須 剛君） 三野議員の質問でございますが、まず処理対象人口の根拠でございますが、これにつきましては年間の伊根地区での水道使用量を集計いたしまして、その中で最大、例えば盆とか正月になります。たしか伊根地区では盆が最高だったと思います。それを1戸当たり換算して人口を割り返して算定しております。ですから、最大時のものに対応したものとなっていると考えております。

また戸数につきましては、したがって水道の使用量を根拠に処理人口を計算しておりますので、戸数を根拠にはしておりません。接続戸数については、現在、水道のメーター数が600余りあるということで、ますの数については600余りを予定しておりますが、これにつきましては汚水量の根拠戸数にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 盆のときより人口が増えるときというのは考えておられませんか。仮に祭り等々には、かなりの入り込みがあるんでないかというふうに思っております。

○議長（宮下愿吾君） 白須主幹。

○地域整備課主幹（白須 剛君） 先ほども申しましたように、年間で最大の給水量の日をしておりますので、それ以外の日は多いことはございません。その数量で人口を算定しておりますし、また施設につきましては、一度にそれだけたくさん入ってきましても槽がたくさんありまして、3日分ぐらいは余裕があるということで、不測の量がたくさん、3日間続いたとしても何とか耐えられるぐらいの量にはなっておりますので、まず処理不能になることはないと考えております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。奥野良一君。

○10番（奥野良一君） ちょっとお尋ねするんですが、大西に建設をされるということなんですが、一般質問等でもよう出とったと思うんですが、重伝建の関係ですね。建物を環境に優しいといえますか、そういったふうに考えておられると思いますが、どのような重伝建に対しましては、ちょっとお尋ねします。

○議長（宮下愿吾君） 白須主幹。

○地域整備課主幹（白須 剛君） 奥野議員の重伝建施設の環境に配慮しているのかという質問だと思います。これにつきましては、教育委員会と設計が上がった段階で協議をいたしまして、かなりいろいろと修正を加えられた状態で認められた形にしております。ですから、協議の中では、すべてを板張り風にできないかという協議もありましたが、この大きな施設で水槽のところを板張りにするのは、逆に不自然じゃないかとかいうような専門家の意見もございまして、協議した結果、今回のような形になっているということでございます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑ないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号 平成23年度伊根地区漁業集落環境整備工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 請願第2号

～

◎ 日程第5 請願第3号

○議長（宮下愿吾君） 請願第2号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願、請願第3号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願を議題とします。

本件について紹介議員の趣旨説明を求めます。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 請願第2号と3号につきまして、中身が違うわけですが一括して趣旨説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 結構です。お願いします。

○9番（大谷 功君） ありがとうございます。議長さんのお許しが出ましたので、一括で趣旨説明させていただきます。

ただいま議題となりました無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願並びに消費税によらない最低保障年金創設を求める請願の2件につきまして趣旨説明を行います。

今、日本の年金制度は、高齢者が毎日の生活を賄えないような厳しい状況に置かれています。深刻なデフレが続く中で、物価スライド制に基づく年金引き下げの攻撃が毎年のように続いて、2011年度については0.4%の引き下げがなされたことをご承知のことかと思えます。

国民年金では月額267円の引き下げ、6万5,741円となっているようです。年間では3,204円減額です。これで国民が生活ができるのだろうかと考えています。国民年金の場合は、年金生活者の約半数の900万人が月平均で4万7,000円のみで生活をされているということです。さらに、年金すら受け取れない無年金者が100万人を超えるという現実の厳しさがございます。

この間、老年者控除の廃止や定率減税の廃止、後期高齢者医療制度などによって次々と高齢者負担が増加をしてきました。40年間働き続けてこんな生活が待っているとは思いませんでした、老後の蓄えがなくて不安でいっぱい毎日です、食料、交通費、衣類などすべてを切り詰めて生活をしていますなど悲痛な声が聞かれます。電気代が払えずに電気をとめられ、ろうそくをつけて暮らしていた71歳の女性の家が火事になるという痛ましい事件もテレビや新聞でも報道されたことは記憶にあると思います。

こうした状況の中で、政令指定都市の市長会においても生活保護制度の抜本的改革に向けての提案を発表していますが、その中で最低限の所得保障を行うため、無拠出で受給要件を一定年齢の到達とすると最低年金制度を提案しています。さらに九州のほうの市長会においても同様の内容が上げられています。このように、高齢化社会が進行する日本において、高齢者の生活保障を検討することは政治の喫緊の課題になっています。

例えば、イギリス、カナダ、フランスなどでは、加入期間に関係なく年金の受給資格が与えられているようです。また、アメリカでも、10年間保険料を納めれば年間の受給資格が得られ、最低年金額が確保される仕組みがつくられているようです。

さきの総選挙でも争点となりましたが、日本は25年以上保険料を納めないと年金の支給されない過酷な制度となっています。改めて、多くの国民から最低保障年金制度の創設を求める声が強くと求められています。よって、全額国庫負担によってすべての国民に月5万円の最低額を保障し、その上に支払った保険料に応じて年金額の上乗せがなされるような最低保障年金制度の創設を求めるものでございます。そして、その実現までの間、無年金者には国庫負担分3.3万円を、基礎年金額が満額に達しない年金者にはその金額の半額の国庫負担分を3万3,000円まで引き上げるということでございます。

次に、消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願についてですが、社会保障財源は、偏り過ぎた所得の分配をし直すことでつくるべきものであると考えます。そのためには、税負担能力があるところ、つまり所得の大きいところに応分の負担を求めることが必要だと思います。

消費税は応益負担の税制であり、極めて逆累進性が高く、社会保障の財源としては適していない

と考えます。日本生協連の調査では、2006年の世帯平均の消費税額は年間17万3,000円、収入に占める割合は2.4%ですが、1,000万円以上の世帯で1.95%と少なく、400万円未満の世帯で3.49%と重くなります。無収入、無年金の人も、赤ちゃんまでも毎日納税者です。

また、仮に消費税を福祉目的税化すると、社会保障費の増大に伴って税率をどんどん引き上げなくてはなりません。そんな仕組みが妥当とは思えません。そもそも消費税が導入されたときに、時の政府は福祉のために使うと言いましたが、現実にはそうなっているのでしょうか。この20年間に国民は約88兆円の消費税を払ったと言われています。税制全体の見直しの中で、法人税率が下げられ、その減税分総額は約160兆円です。法人税収が減った分の穴埋めになってしまっているようでございます。今また同じことが起ころうとしています。

さらに、知っておかなければならないことは、日本の消費税5%の税率で、既に国税に占める消費税収の比率は24.6%だということです。例えば、イギリスの消費税は17.5%ですが、すべて一律ではなく、生活必需品は無税から定率にするなどの仕組みの中で、国税に占める割合は23.7%です。つまり、日本の5%一律課税方式は今でも十分重いということです。

消費税導入時に、それまで高級品にかかっていた物品税は廃止をされ、生活必需品にも一律課税になっているもとの、年金生活者から消費税増税によらないという要望が出るのは当然かと思えます。さらに、所得税の最高税率が、かつて住民税を合わせて88%だったものが今50%になっていることや、株式配当に対する課税が20%から10%に下げられているのを見直すことが必要ではないでしょうか。つまり、あるところからは取って財源を確保し、財源確保のためにやれることをやるべきだと考えます。消費税増税によらない財源確保はできると考えます。

ちなみに、現在、大企業や高額所得者、大資産家は244兆円の内部留保を持っていると言われています。適切な課税により財源が生み出されるのではないのでしょうか。議員の皆さんの賛同をお願いしまして、趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

**○議長（宮下愿吾君）** ただいま紹介議員より日程第4、請願第2号、日程第5、請願第3号について趣旨説明をいただきました。

これから一括質疑に入るわけですが、両方の請願についての質疑をお受けいたしたいと思えます。質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

**○7番（三野三千彦君）** ちょっとお尋ねしたいんですが、基礎年金の国庫負担分3.3万円の支給を求めるといってございまして、この金については財源をどこに求めるわけですか。今現在、日本の国会のほうにおいても、今年90兆円ほどの予算を組むようございまして、そのうちの四十何兆円か、42兆円ぐらいですか、その分については国債を発行するということございまして、また建設国債も2兆円を超えるような額を出すようございまして、国としてもこういった財源がなかなか見つからないだろうというふうに思うんですが、その辺はどのように考えておられますか。

**○議長（宮下愿吾君）** 9番、大谷功君。

**○9番（大谷 功君）** 先ほども若干述べましたが所得税です。最高税率、これらが88%から50%になっているというふうに申し上げました。こういうところをもう少し見直すという点が1つありますし、それから、今、基礎年金というのは満額約6万6,000円ですか、その支払いにつきましては、保険料分が3.3万円、それから国庫負担分については3.3万円出ているということです。だから、この国庫負担分3.3万円を基礎とするということでご理解いただきたいと思えます。

**○議長（宮下愿吾君）** ほかに質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

**○7番（三野三千彦君）** もう一つお尋ねしたいんですが、年金が1年1年下がってきているようございまして、これについては、それこそ物価とスライドになつてくるようございまして、これはもう下がってもしゃあないのかなという気もします。またこれは物価が上がってくれば年金も上がってくるのかなという感じはします。この分についても、消費税のほうからでも、そっちの方向に持っていかなとしゃあないのかなという気は僕はします。そうせんともう財源がほんまにないのと違うのかなという気持ちはしております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ございませんか。質疑ないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りをいたします。本請願の取り扱いについて、本会議即決か常任委員会付託かいずれにするべきかお諮りをいたします。

（「即決でお願いします」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） ただいま本請願について、本会議即決とのご意見がありました。

お諮りをいたします。本請願について、本会議即決とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は本会議即決とすることに決定をしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第2号 消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める請願を採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。起立少数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定をしました。

次に、日程第5、請願第3号について採決をいたしたいと思えます。

まず初めに、討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第3号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分3.3万円の支給を求める請願を採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。起立少数です。したがって、請願第3号は不採択とすることに決定をしました。

本日5時前になっておまして、本日の会議時間が審議の状況によって5時を過ぎる見込みとなつてまいりました。したがって、審議の都合によって時間延長をいたしたいと思えます。よろしくご協力をお願いいたします。

#### ◎ 日程第6 請願第4号

○議長（宮下愿吾君） 日程第6、請願第4号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める国への意見書提出に関する請願書を議題とします。

本件について紹介議員の趣旨説明を求めます。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、ただいま議題となりました障害者総合福祉法の早期制定を求める請願書の趣旨説明を始めさせていただきます。皆さんお疲れのところ、少々長くなりますが辛抱いただいております。

障害者基本法では、すべて障害者は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする、社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする、第6条で国と自治体の責務を明記しています。

平成18年4月に自立支援法が施行されました。しかし、施行された障害者自立支援法は、これまでの障害者福祉を応能負担から応益負担に切りかえ、サービス利用料や医療費に1割負担を課しました。従来、福祉医療サービスは、助成を受ける人の年収によって自己負担金が設定をされました。つまり、年収金額に応じて、どんなに高額な医療やサービスを受けても自分の払える範囲で、つまり応能の負担しか請求されなかったものです。

これが、自分が受けたサービスの値段に応じ、つまり応益、その1割を必ず請求されることになりました。医療費、施設利用費、車いす、装具などの購入費などです。装具は、子供だと成長が早いので、頻繁につくりかえる必要が出てきます。大人でも筋力の衰えなどでサイズが合わなくなることがあります。また、だれでも食事はするというので、施設などでの食費は全額実費負担となりました。

問題は、この1割が当事者の家計を非常に圧迫している点です。常に介護が必要な障害者を抱える家庭でヘルパーなどをつける場合、今までより負担が3倍以上にはね上がっているということです。上限は1カ月約4万円。1カ月の支出が急に3万円増えたら、それも毎月であれば、どんな家庭でもやりくりは大変ではないでしょうか。さらに、家に介護を必要とする人がいるんですから、収入を増やしたい、働きに出るといってもままなりません。その結果、経費を抑えるためにサービスを受けない人、抑制せざるを得ない人が出てきました。

訓練や治療の停滞は、障害者本人の状態悪化につながって、介護時間の増大により家族の負担が倍加をします。お金がないからと治療や訓練をあきらめるとは、一体いつの話なのかと耳を疑います。障害者運動30年の理念、成果を根底から否定すると危惧する声も上がっているようです。また、報酬が大幅に削減されたために、事業所は職員の労働条件の切り下げを余儀なくされて、離職者が相次ぎ、人手不足が一段と深刻化をしています。このままでは障害者福祉の基盤が崩壊しかねないと深刻な状態です。

通所施設の場合、給食費と合わせると平均で月1万円近く、工賃収入月額1万1,500円、これは知的通所助産施設の場合で2006年の厚生労働省の調査となっていますが、このほとんどが消えてしまうという過酷な負担となっています。調査では、利用料や給食代を滞納している障害者もいる事業所が45%にも上っている深刻な事実が明らかになっています。

障害が重い人ほど負担が重くなる応益負担制度は、根本が間違っているのではないのでしょうか。障害者が生きていくために必要な最低限の支援に対して利用料を課すということは、障害を自己責任とみなすものです。憲法25条の生存権の理念に照らせば、本来障害者に負担を求めるべきではありません。福祉医療サービス、補装具給付などすべてにわたって応益負担制度はきっぱり廃止すべきではないのでしょうか。

こういった障害が重い人ほどサービスの利用が多く負担がふえると、全国の障害者と家族から生きることに負担を強いるのかと抗議の声が上がって、悲痛な思いは怒りになり、障害者自立支援法に対しまして訴訟が起こされました。障害者運動の歴史上初めて、2009年に自立支援法違憲訴訟として71人の原告が裁判に立ち上がりました。71人の原告を先頭に全国各地の粘り強い運動が、2010年には障害者の尊厳を傷つけたと時の厚生労働大臣が謝罪をし、国と原告の和解につながり、基本合意文書が確認されたということでございます。

基本合意文書を受けて、政府内に「ナッシング・アバウト・アス・ウィズアウト・アス」、私たち抜きに私たちのことを決めないでと、この言葉をスローガンとして障害者やその家族14人を含む24人で障害者制度改革推進会議が設置をされ、2013年8月までには自立支援法を廃止して新法を制定すること、介護保険との統合をしないこと等が確認をされました。

障害者基本法の改正に続いて、8月30日には総合福祉部会員55人の総意と力で総合福祉法の骨格提言が障害者権利条約と違憲訴訟基本合意文に基づいて発表をされました。

障害者総合福祉法の制定については、障害者制度改革推進会議総合福祉部会がまとめた障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言が出されております。この提言は、2つの指針、6つの目指すもの、10項目の総合福祉法の骨格から成っており、こういう法をつくってほしいという障害者側からの提案でございます。

まずは、2つの指針とは、国連の障害者権利条約と全国14地裁に提訴をされた障害者自立支援法違憲訴訟原告団と国との基本合意文書、すなわち応益負担をなくし、新たな総合的な福祉法制を実施するという国との約束であります。

6つの目指すものとは、1つは障害のない市民との平等と公平です。障害者と障害のない人の生活水準や暮らしぶりを比べると、そこには大きな隔たりがあります。障害はだれにでも起こり得るという前提に立って、障害があっても市民として尊重され、誇りを持って社会に参加する新たな社会の到来を実感できるものとしています。

2つ目は谷間や空白の解消です。障害の種類によっては障害者福祉施策を受けられない人がたくさんいます。いわゆる制度の谷間に置かれている人たちです。障害者は、身体、精神、知的と3つに分類をされています。しかし、高次脳機能障害や発達障害、難病患者はこのはざまに置かれて、ともすると福祉制度の外に置かれがちになっていると言われております。現在、日本で法律的に障害

者と認定されているのは700万人、全人口の6%ぐらいですが、これはEUなど先進国の2分の1から3分の1となっています。日本に障害者が少ないのではなくて、障害者と認定する法的基準が狭いためと言われていました。定義の見直しによって、谷間や空白を解消し、本来障害者福祉の適用を受けるべき人の範囲を広げます。

3つ目は格差の是正です。障害者のための住まいや働く場、人による支えなどの環境は、地方自治体の財政事情などによって質、量ともに大きく異なっています。どこに暮らしを築いていても一定の水準の支援が受けられなければなりません。地方自治体の限度を超えるような、合理性を欠くような格差についての是正を目指しております。

4つ目は放置できない社会問題の解決です。世界ではノーマライゼーションが進む中、我が国では依然として多くの精神障害者が社会的入院を続けて、知的や重複の障害者などが地域での支援不足による長期施設入所を余儀なくされています。これらを解決するために、地域での支援体制を確立するとともに、効果的な地域移行プログラムを実施します。

5つ目は本人のニーズに合った支援サービスです。障害者の種類や程度、年齢、性別などによって個々のニーズや支援の水準は様々ではありません。個々の障害とニーズが尊重されるような新たな支援サービスの決定システムを開発していきます。また、支援サービスを決定されるときに本人の希望や意思が表明でき、それが尊重される仕組みにします。

6、安定した予算の確保です。制度を実質化させていくためには、財政面の裏打ちが絶対的な条件となります。現在の国、地方の財政状況は極めて深刻であるために、障害者福祉予算を確保するためには広く国民からの共感を得ることは不可欠となります。当面の課題としては、OECD加盟国における平均並みを確保することです。資料によりますと、地域生活を支える支援サービスの予算規模について、OECD諸国の対GDP平均を計算したところ0.392%であったと、2007年データです。34カ国のうち、データなしのアメリカ、カナダを除く32カ国集計でございまして。ところが、日本は0.198%であり、OECD諸国の中で第18位であるようです。これを平均値並みに引き上げるには、GDP比0.193%の増額が必要であります。総計で現在の約2倍に当たる2兆2,051億円となるようございまして。また、10位以内では約2.6倍に当たる2兆9,251億円となるようです。以上のデータから見ても、日本の障害者福祉予算の水準はOECD諸国に比べて極めて低水準であり、少なくともOECD加盟国の平均値並みの水準に引き上げることが求められています。これによって現状よりはるかに安定した財政基盤を図ることができます。

以上6点でございまして、これらはすべて2つの指針から導き出すことができるものでございまして。これらの実現に向けて歩み出すならば、国際水準から見て恥ずかしくない障害者施策が日本で実施されることとなります。

10項目の総合福祉法の骨格は、法の理念・目的・範囲、障害の範囲、選択と決定、支援体系、地域移行、地域生活の資源整備、利用者負担、相談支援、権利擁護、報酬と人材確保でございまして。

以上の内容の提言を踏まえて、特に利用者負担の課題、地域での暮らしのための支援、財政のあり方などについて、障害者の立場に立って十分な検討がなされ、一刻も早く障害者総合福祉法の制定を願うものでございまして。あわせて本町がリーダーシップをとって、今申し上げたような障害者の人権が守られるよう国に強く働きかけるべきと考えております。議員各位の賢明なご判断をお願い申し上げます。本請願の趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） これから紹介議員に対する質疑を行います。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） もうちょっと詳しく教えてほしいんですが、現在、障害者自立支援法というものがございまして、平成18年時分にできたものだろうというふうに思っておりますが、それと障害者総合福祉法の違いをもうちょっとわかりやすく、わかれば教えていただきたいというふうに思いますが。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 趣旨説明の中身でも若干申し上げたところなんですけど、障害者自立支援法につきましてもは応益負担というふうになっておりますが、これを障害者福祉法の中では応能負担に

切りかえていくというふうに、その中身について検討がされているということでございます。ただその1点だけではございませんけれどもね。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑はございませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 中には市町村の義務というものが出てくるんですが、市町村にどのような義務が課せられるのか、わかれば教えていただきたいというふうに思いますが。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） その市町村の義務については、詳しく存じ上げていませんので申し上げることができません。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 障害者の自立支援法は、介護保険と障害者福祉法の統合を予定して作成されたものであろうというふうに思っておりますが、障害者総合福祉法によりますと介護保険を切り離すということですが、これ切り離したらどのようなメリットがあるのかわかりますか。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） ちょっとそこについても、まだ十分勉強ができておりませんので、申しわけありません。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） この障害者総合支援法ですか、それをつくるのに、この前18回ほど、55人の委員さんがかかわってやってきているようでございます。平成23年8月30日が最後でございまして、18回目ですか、検討、討議をなされておるようでございますが、この分についてはまだまだ国のほうでもまななければならないこともあるだろうと思えますし、まだ部会の提言だけの方向であるのかなという感じはしとるんです。僕といたしましては、もう少し様子を見る必要があるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。本請願の取り扱いについて本会議即決か常任委員会付託のいずれにするべきかお諮りをいたします。いずれにしましょうか。

（「即決でお願いしたいと思います」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） ただいま本請願について、本会議即決とのご意見がありました。

お諮りをいたします。本請願について本会議即決とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。したがって、本請願は本会議即決とすることに決定をいたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第4号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める国への意見書提出に関する請願書を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。起立少数です。したがって、請願第4号は不採択とすることに決定をいたしました。

#### ◎ 日程第7 意見書案第9号

○議長（宮下愿吾君） 日程第7、意見書案第9号 原子力発電からの脱却を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） ただいま議題に上がりました原子力発電からの脱却を求める意見書につきまして提案説明をさせていただきます。

東京電力福島第一原発事故は私たちに何を示したのでしょうか。もし、原発で重大事故が起き、放

放射性物質が外部に放出をされたら、それを完全に抑える手段がなく、被害は空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたる危険があり、地域社会の存続すらも危うくすることを最も深刻な形で明らかにしました。

数万年も厳重な管理が必要とされる使用済み核燃料は、処理の対策が全く見通しもなくふえ続け、青森県六ヶ所村の貯蔵プール3, 000 tは既に満杯になっているようでございます。浜岡原発では、今も処理できない1, 500 tが保管をされ、全国原発の使用済み燃料は今後さらにふえ続け、原発事故の危険性は際限もなく拡大されることは明らかであります。

事故が起こらなくても、現在の科学では放射能は処理ができない未開の分野です。今回の福島原発の事故による放射能汚染地域は広範で、その除染などの解決の見通しもないのではないのでしょうか。さらに、汚染水が大量に発生し続け、その処理もできず放射能汚染が拡大をし続けています。長野県でも、下水道の汚泥の処理すらできない事態が生まれています。

結局、原発は、現在の人間の能力では、一旦つくれば、使い終わった後でも処理ができず、どんな対策をとっても安全な原発はあり得ません。完全に行き詰っています。まさに原発という技術を社会的に許容していいのかが今問われています。

しかも、隣接する福井県の原子力発電所において放射能漏れを伴う事故が発生した場合、若狭湾の汚染の危険性に加えて、伊根町は原子力発電所から30 kmから80 km圏内に位置をし、今回の事故の被害が30 kmにとどまらず広範に拡散した事実から考えて、決して他人事ではありません。

このたびの震災を機に、将来のエネルギーのあり方について国民の関心が高まり、世論調査では原子力発電所の廃炉を求める声が8割を超えました。また、スイスやドイツでは、既存の原子力発電所を段階的に廃止する方向でありまして、イタリアの国民投票では原子力発電再開反対が9割を超えるなど、世界的にもエネルギー政策の大きな転換の動きになっています。

国内でも、原発を安全でクリーンエネルギーとして推進の役割を担ってきた佐藤福島県知事は、県議会で原子力に依存しない社会を目指すべきという思いに至ったとして、復興ビジョンに脱原発の基本理念を盛り込むことを表明されました。原発のあるまち二葉町の町長さんは、これまでの原発推進を謝罪し、脱原発を表明されています。東電の株主総会では、南相馬市、白河市が原発撤退の議案に賛成したと聞き及んでおります。これが国民的世論です。

今回の東京電力福島第一原発事故を教訓に、今後、このような不安と危惧、危険を残さないため、国においてエネルギー政策の抜本的な転換を図り、原子力発電から脱却することを強く求める意思表示を地方から行うべきであります。少なくともこの意見書に書いてありますような5つの点につきまして明記した意見書を国へ提出すべきであります。

80%の国民の願いを早期に実現させることを目的とした意見書でございます。原子力発電からの脱却を求める意見書への各会派の皆さんの賛同を心よりお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） ちょっとお尋ねしたいんですが、意見書の中の4番目に書いてあります「原子力発電所周辺地域の防災対策の確立を図るため、国の責任において地域の安全対策として、避難道路や避難施設などを早急に整備すること」というふうに書かれておるんですが、この伊根町において30 km圏内にほとんどが入っておるという中と、もう一つには、春等々になれば南東の風が吹いて伊根町全体があかんようになるんじゃないかというふうに思っています。避難施設をつくるのに、どこにつくったらいいのかという問題もあろうかというふうに思っておるんですが、その辺はどのように考えておられるんですか。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） そういうことを国に考えてくれと、一緒に考えてくれという意見書でございます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論がないようであります。討論なしと認めます。

これから、意見書案第9号 原子力発電からの脱却を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立少数です。したがって、本案は否決されました。

◎ 日程第8 意見書案第10号

○議長(宮下愿吾君) 日程第8、意見書案第10号 再生可能エネルギーの導入・利用促進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番、三野三千彦君。

○7番(三野三千彦君) それでは趣旨説明をさせていただきます。

東日本大震災による東電福島第一原発事故以来、反原発、脱原発の声が高まっている中、政府も原子力への依存を少なくし、将来は再生可能エネルギーへの転換を図る方針を固めているが、今すぐすべての原子力発電所を稼働停止すれば、現在の国民の高い生活水準、また経済活動を維持することはできないのも事実であります。

全国に54基ある原発が、現状のままでは平成24年4月にはすべてが停止になると言われております。日本の電力の約30%近くが原子力に依存しているのも事実であります。

また、関西電力においては、電力量の約50%を発電し、京都へも電力を供給しているのも事実でございます。若狭湾沿岸の美浜、高浜、大飯の3カ所に11基の原子力発電所があります。しかし、原発は13カ月に一度、定期検査を受けなければなりません。現在稼働しているのは高浜原発3号機のみであり、来年2月には定期検査に入ることとなっています。今の脱原発の世論の中で地元自治体の同意を得るのは非常に難しく、来年2月には原発はすべて停止し、関西の電力事情は非常に深刻になると言われています。

しかしながら、我が国の再生可能エネルギー政策は非常に立ち遅れているのもまた事実でございます。国内の原発電量に占める再生可能エネルギーの割合は3.4%程度と極めて低い状況にあります。

来年の夏の国のエネルギー基本計画の見直しでは、脱原発依存が打ち出される見通しだと言われております。原発に頼る供給体制からの転換を検討するときではないかと思っております。そして、意見書にも書いてあります3つの事項に取り組みされるよう強く政府に求め、趣旨説明とさせていただきます。

○議長(宮下愿吾君) これから質疑を行います。9番、大谷功君。

○9番(大谷 功君) この意見書の2番目の項目、固定価格買取制度の拡充ということでございますが、中身としては一定の期間、価格ということをもっと延ばしたり、値段を上げろということに理解させてもらってよろしいでしょうか。

○議長(宮下愿吾君) 7番、三野三千彦君。

○7番(三野三千彦君) そうです。それこそ菅内閣のときから、つくるもの、また電力を送るものの2つの会社をしたほうがいいんじゃないかというような方向になっていますし、また再生した、余った電力は電力会社に確実に買い取っていただけるような方向が望ましいというふうに思っております。

○議長(宮下愿吾君) ほかに質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下愿吾君) 異議なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。9番、大谷功君。

○9番(大谷 功君) 私は、この再生可能エネルギーの導入・利用促進を求める意見書につきまして、賛成の立場で討論に参加をいたします。

先ほどの意見書では、残念ながら全会派賛成をいただけませんでした。その意見書の中の項目にも再生可能エネルギーの利用促進については考え方が同じでございます。

伊根町でも、特産物は何かと聞かれば自然エネルギーですと言えるほどの取り組みも今後は必要かと思えます。原発推進政策からの転換という点では甚だ不満がある意見書ではございますが、再生可能エネルギーの推進という1点では一致ができますので、賛成をするということで賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。討論はないようですが、これで討論を終わりたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号 再生可能エネルギーの導入・利用促進を求める意見書の提出についてを採決します。

意見書案第10号 再生可能エネルギーの導入・利用促進を求める意見書の提出についてを採択することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本町議会の名において、衆議院議長ほか関係大臣あて本意見書を提出をいたします。

#### ◎ 日程第9 発議第5号

○議長（宮下愿吾君） 日程第9、発議第5号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

お諮りをいたします。本案につきましては、各党派調整がされている発議であります。したがって、提出者の趣旨説明を省略し、また提出者に対する質疑、討論も省略し、ただちに採決に入りたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明、提出者に対する質疑、討論を省略します。

これから、発議第5号 議会活性化特別委員会の設置に関する決議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

委員会開催のために、暫時休憩をいたしたいと思えます。

休憩 17時26分

再開 17時27分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました議会活性化特別委員会で、伊根町議会委員会条例第5条第2項の規定に基づき、委員の互選によって正副委員長が決定しましたので、報告をいたします。

委員長に奥野議員、副委員長に三野議員が選任をされました。

#### ◎ 日程第10 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（宮下愿吾君） 日程第10、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、伊根町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をいたしました。

## ◎ 閉 会

○議長（宮下愿吾君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第4回伊根町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ことし1年振り返ってみますと、日本が自然災害に襲われた大変な1年であったように思われます。そうした中で、当町におきましては、台風12号による災害が若干出ましたけれども、そんな大きな、大した事故もなく越年する運びになって何よりかと思っております。

しかし、今回の東北大震災で、三陸海岸をはじめ福島原子力発電の近くの福島の方は大変な状況に陥っております。私たち伊根町においても、三陸海岸と同じように海に面する町として、また原子力発電の30km圏内の町として、伊根町の町民の方の安心・安全を守るために、これまで考えていたような防災体制でよかったのかどうか、これからどのようにしていけばいいのか、いろいろとそういうことも問われた1年であったのではないかというふうに思っております。

京都府のほうにおいて、そういった防災対策をいろいろとご検討いただいておりますが、そういったことの詳細ができるにつけて、町長部局、行政のほうとご相談をしながら、我々議会においても、町民の安全・安心を守るために来年以降については頑張っていきたいなというふうに思っております。

また、我々議会においてもいろいろとありましたが、11月3日の補欠選挙において新しく2名の議員さんをお迎えすることができました。そして10名の定員になりました。10名の定員になりましたので、我々につきましても議員としての職務を住民の負託にこたえる中で果たしていくとともに、町長はじめ幹部職員の皆さんと一緒に、伊根町の発展あるいは住民の安心・安全を守るために一緒になって努力してまいりたいというふうに思っております。

閉会に当たりましていろいろと申し上げましたが、私なりの考え方を申し上げます。簡単ではありますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

もうすぐ正月を迎えます。どうかご家族おそろいでよい年をお迎えいただきますことをご祈念申し上げます。簡単ではありますが、閉会のあいさつといたします。

ご苦労さんでした。

閉会 17時31分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員